

旅客営業規則（京成電鉄線適用）

（昭和 33 年 10 月 1 日施行）

第 1 編 総 則

第 1 条 この規則の目的	1
第 2 条 適用範囲	1
第 3 条 用語の意義	1
第 4 条 運賃・料金前払の原則	3
第 5 条 契約の成立時期および適用規定	3
第 6 条 旅客の運送等の制限または停止	5
第 7 条 運行不能の場合の取扱方	5
第 8 条 営業キロ程のは数計算方	5
第 9 条 期間の計算方	5
第 10 条 乗車券類等に対する証明	7
第 11 条 旅客の提出する書類	7

第 2 編 旅客営業

第 1 章 通 則

第 12 条 特別急行料金を収受する列車の施設の表示	7
第 13 条 乗車券類の購入および所持	7
第 14 条 営業キロ程	9
第 15 条 駅員無配置駅の旅客の取扱方	9
第 16 条 削 除	9
第 17 条 削 除	9

第 2 章 乗車券類の発売

第 1 節 通 則

第 18 条 乗車券類の種類	9
第 19 条 乗車券類の発売箇所および発売方法	11
第 20 条 乗車券類の発売範囲	11
第 21 条 乗車券類の発売日	13
第 21 条の 2 乗車券類の発売時間および発売区間	13
第 22 条 乗車券類の購入申込書	13
第 22 条の 2 臨時特殊割引普通乗車券の発売	15
第 23 条 伝染病患者に対して発売する乗車券	15
第 23 条の 2 払いもどし等について特約をした乗車券類の発売	15
第 23 条の 3 割引乗車券類の発売の制限	15
第 24 条 割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い	15
第 25 条 割引証が無効となる場合およびこれを使用できない場合	15

第2節 普通乗車券の発売

第26条 普通乗車券の発売	17
第27条 削 除	17
第28条 削 除	17
第29条 削 除	17
第30条 被救護者割引普通乗車券の発売	17
第31条 被救護者割引証	19
第32条 乗継割引普通乗車券の発売	21
第32条の2 本線・千葉線より松戸線への乗継割引乗車券の発売	23
第3節 定期乗車券の発売	
第33条 削 除	23
第34条 削 除	23
第35条 通勤定期乗車券の発売	23
第36条 通学定期乗車券の発売	25
第37条 定期乗車券の一括発売	27
第38条 乗継割引定期乗車券の発売	29
第4節 普通回数乗車券の発売	
第39条 普通回数乗車券の発売	29
第39条の2 削 除	29
第39条の3 削 除	29
第39条の4 削 除	29
第39条の5 削 除	29
第40条 通学用割引普通回数乗車券の発売	29
第41条 削 除	33
第42条 削 除	33
第5節 団体乗車券の発売	
第43条 団体乗車券の発売	33
第44条 削 除	35
第45条 団体旅客運送の申込み	35
第46条 団体旅客運送の予約	37
第47条 削 除	39
第48条 責任人員および保証金	39
第49条 削 除	41
第50条 削 除	41
第51条 一部区間不乗の団体乗車券の発売	41
第51条の2 団体旅客運送の申込人員の変更または申込みの取消し等	41

第6節	貸切乗車券の発売	
第52条	貸切乗車券の発売	45
第53条	貸切旅客運送の申込み	45
第54条	貸切旅客運送の予約	45
第55条	貸切旅客に対する保証金等	45
第56条	削 除	45
第7節	特別急行券の発売	
第57条	特別急行券の発売	47
第8節	削 除	
第9節	削 除	
第10節	削 除	
第11節	特別急行券の関連発売	
第64条	特別急行券と乗車券の関連発売	47
第3章	旅客運賃・料金	
第1節	通 則	
第65条	旅客運賃・料金の種類	47
第66条	旅客運賃に加算して収受する鉄道駅バリアフリー料金	49
第67条	旅客運賃・料金計算上の経路等	51
第68条	旅客運賃・料金計算上の営業キロ程の計算方	51
第69条	削 除	51
第70条	削 除	51
第71条	削 除	53
第72条	削 除	53
第73条	旅客の区分およびその旅客運賃・料金	53
第74条	小児の旅客運賃・料金	53
第74条の2	割引の旅客運賃・料金	53
第74条の3	臨時特殊割引	55
第75条	旅客運賃・料金の概算収受	55
第76条	旅客運賃割引の重複適用の禁止	55
第2節	普通旅客運賃	
第77条	大人片道普通旅客運賃	55
第77条の2	乗継運賃	59
第78条	削 除	61
第79条	削 除	61
第80条	削 除	61
第81条	削 除	61

第 82 条	削 除	61
第 83 条	削 除	61
第 84 条	削 除	61
第 85 条	削 除	61
第 86 条	削 除	61
第 87 条	削 除	61
第 88 条	削 除	61
第 89 条	削 除	61
第 90 条	往復普通旅客運賃	61
第 91 条	削 除	61
第 92 条	削 除	63
第 93 条	被救護者割引	63
第 93 条の 2	乗継割引普通旅客運賃	63
第 94 条	削 除	63
第 3 節 定期旅客運賃		
第 95 条	大人定期旅客運賃	63
第 96 条	削 除	65
第 97 条	削 除	67
第 98 条	削 除	67
第 99 条	削 除	67
第 100 条	削 除	67
第 101 条	削 除	67
第 102 条	は数となる日数を附加して一括発売する場合の定期旅客運賃	67
第 103 条	乗継割引定期旅客運賃	67
第 104 条	削 除	67
第 105 条	削 除	67
第 4 節 普通回数旅客運賃		
第 106 条	普通回数旅客運賃	67
第 107 条	通学用割引普通回数旅客運賃	67
第 108 条	削 除	69
第 109 条	削 除	69
第 110 条	削 除	69
第 5 節 団体旅客運賃		
第 111 条	団体旅客運賃	69
第 112 条	団体旅客運賃の計算方	71
第 113 条	削 除	71

第 114 条	削 除	73
第 115 条	実際乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃・料金	73
第 116 条	削 除	73
第 117 条	団体旅客運賃を計算する場合の営業キロ程の通算	73
第 118 条	削 除	73
第 6 節 貸切旅客運賃		
第 119 条	貸切旅客運賃	75
第 120 条	削 除	75
第 121 条	削 除	75
第 122 条	貸切旅客運賃の最低額	75
第 123 条	貸切旅客の運賃収受定員超過の場合の旅客運賃	75
第 124 条	貸切旅客運賃を計算する場合の営業キロ程の通算	75
第 7 節 特別急行料金		
第 125 条	特別急行料金	75
第 126 条	削 除	77
第 127 条	削 除	77
第 128 条	団体旅客または貸切旅客に対する特別急行料金	77
第 129 条	削 除	77
第 8 節 削 除		
第 9 節 削 除		
第 10 節 削 除		
第 11 節 その他の料金		
第 140 条	鉄道駅バリアフリー料金	77
第 141 条	削 除	79
第 142 条	削 除	79
第 143 条	車両の留置料金	79
第 144 条	削 除	79
第 145 条	貸切扱取消の場合の回送料	79
第 146 条	削 除	79
第 4 章 乗車券類の効力		
第 1 節 通 則		
第 147 条	乗車券類の使用条件	81
第 148 条	乗車券類の効力の特例	81
第 149 条	券面表示事項が不明または不備の乗車券類	81
第 150 条	不乗区間に対する取扱い	83
第 151 条	有効期間の起算日	83

第 152 条	小児用乗車券類の効力の特例…	83
第 153 条	乗車券類不正使用未遂の場合の取扱方…	83
第 2 節 乗車券の効力		
第 154 条	有効期間…	83
第 155 条	継続乗車…	85
第 156 条	途中下車の禁止…	85
第 157 条	削 除…	85
第 158 条	削 除…	85
第 159 条	削 除…	85
第 160 条	削 除…	85
第 161 条	削 除…	85
第 162 条	乗換時間の制限…	85
第 163 条	割引普通回数乗車券の効力…	85
第 163 条の 2	削 除…	85
第 164 条	改氏名の場合の定期乗車券の書替…	89
第 165 条	乗車券が前途無効となる場合…	89
第 166 条	削 除…	89
第 167 条	定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合…	89
第 168 条	定期乗車券が無効となる場合…	89
第 169 条	削 除…	91
第 170 条	通学定期乗車券の効力…	91
第 171 条	被救護者用割引乗車券の効力…	93
第 3 節 特別急行券の効力		
第 172 条	特別急行券の効力…	95
第 173 条	削 除…	95
第 174 条	特別急行券が無効となる場合…	95
第 4 節 削 除		
第 5 節 削 除		
第 6 節 削 除		
第 5 章 乗車券類の様式		
第 1 節 通 則		
第 183 条	乗車券類の表示事項…	97
第 184 条	この章に規定する乗車券類の様式の変更または補足等…	97
第 185 条	削 除…	99
第 186 条	字模様の印刷…	99
第 187 条	乗車券類の駅名等の表示方…	99

第 188 条	旅客運賃・料金の割引等に対する表示…	101
第 1 款	普通乗車券の様式	
第 189 条	常備片道乗車券の様式…	105
第 190 条	削 除…	105
第 191 条	補充片道乗車券の様式…	105
第 192 条	削 除…	105
第 193 条	削 除…	107
第 194 条	削 除…	107
第 195 条	補充往復乗車券の様式…	107
第 196 条	削 除…	107
第 197 条	削 除…	107
第 198 条	削 除…	107
第 2 款	定期乗車券の様式	
第 199 条	常備定期乗車券の様式…	107
第 200 条	削 除…	109
第 201 条	補充定期乗車券の様式…	109
第 202 条	削 除…	111
第 3 款	普通回数乗車券の様式	
第 203 条	削 除	111
第 204 条	補充回数乗車券の様式…	111
第 205 条	削 除…	113
第 206 条	削 除…	113
第 207 条	削 除…	113
第 4 款	団体乗車券の様式	
第 208 条	団体乗車券の様式…	113
第 5 款	貸切乗車券の様式	
第 209 条	貸切乗車券の様式…	115
第 210 条	削 除…	115
第 3 節	特別急行券の様式	
第 211 条	常備特別急行券の様式…	117
第 212 条	補充特別急行券の様式…	121
第 213 条	車内特別急行券の様式…	121
第 4 節	削 除	
第 5 節	削 除	
第 6 節	削 除	
第 7 節	削 除	

第8節 特別補充券の様式

第224条 特別補充券の発行…	123
第225条 駅用特別補充券の様式…	123
第226条 削 除…	125
第227条 削 除…	125

第6章 乗車券類の改札および引渡し

第1節 通 則

第228条 乗車券類の改札…	125
第229条 乗車券類の引渡し…	125

第2節 乗車券の改札および引渡し

第230条 普通乗車券の改札および引渡し…	125
第231条 定期乗車券の改札および引渡し…	127
第232条 普通回数乗車券の改札および引渡し…	127
第233条 団体乗車券および貸切乗車券の改札および引渡し…	127

第3節 特別急行券の改札および引渡し

第234条 特別急行券の改札および引渡し…	127
-----------------------	-----

第4節 削 除

第5節 削 除

第6節 削 除

第7章 乗車変更等の取扱い

第1節 通 則

第237条 乗車変更等の取扱箇所…	129
第237条の2 手数料の収受…	129
第238条 払いもどし請求権行使の期限…	129
第239条 削 除…	129
第240条 乗車変更をした乗車券類について旅客運賃・料金の収受または払いもどしをする場合の既収額	129

第2節 乗車変更等の取扱い

第1款 通 則

第241条 乗車変更の種類…	131
第242条 乗車変更の取扱範囲…	131
第243条 割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限…	131
第244条 特別急行券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限等…	131
第245条 継続乗車中の旅客に対する乗車変更の禁止…	133
第246条 乗車変更の取扱いをした場合の乗車券の有効期間…	133
第247条 別途乗車…	133

第2款 旅行開始前または使用開始前の乗車変更の取扱い	
第248条 乗車券類変更…	133
第3款 旅行開始後または使用開始後の乗車変更の取扱い	
第249条 区間変更…	135
第250条 削 除…	135
第251条 削 除…	135
第252条 特別急行券変更…	135
第253条 団体乗車券変更…	137
第4款 削 除	
第5款 削 除	
第6款 削 除	
第7款 削 除	
第3節 旅客の特殊取扱い	
第1款 通 則	
第261条 旅客運賃の払いもどしに伴う割引証等の返還…	137
第262条 乗車変更等の手数料の払いもどし…	137
第263条 旅客運賃・料金の払いもどしをしない場合…	139
第2款 乗車券類の無札および無効	
第264条 乗車券の無札および不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受	139
第265条 定期乗車券等不正使用旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受…	139
第266条 乗車駅等が不明の場合の旅客運賃・増運賃等の計算方…	141
第267条 特別急行券の無札および不正使用の旅客に対する特別急行料金・増料金等の収受	141
第3款 乗車券類の紛失	
第268条 乗車券類紛失の場合の取扱方…	141
第269条 再収受した旅客運賃・料金の払いもどし…	143
第270条 団体乗車券または貸切乗車券紛失の場合の取扱方…	143
第4款 任意による旅行の取りやめ	
第271条 旅行開始前の旅客運賃の払いもどし…	143
第272条 使用開始前の定期旅客運賃および回数旅客運賃の払いもどし…	145
第273条 特別急行料金の払いもどし…	145
第273条の2 旅行開始前の団体旅客運賃・料金または貸切旅客運賃・料金の払いもどし	145
第274条 旅行開始後の旅客運賃の払いもどし…	147
第275条 不乗区間等に対する旅客運賃・料金の払いもどしをしない場合…	147
第276条 削 除…	149

第 277 条	定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし…	149
第 277 条の 2	回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし…	149
第 278 条	旅行中止による有効期間の延長および旅客運賃の払いもどし…	151
第 279 条	傷い疾病等の場合の証明…	151
第 280 条	有効期間の延長および旅客運賃の払いもどしの特例…	151
第 281 条	削 除…	153
第 5 款	運行不能および遅延	
第 282 条	列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方…	153
第 282 条の 2	旅行中止による旅客運賃および料金の払いもどし…	155
第 283 条	有効期間の延長…	155
第 284 条	無賃送還の取扱方…	157
第 285 条	他経路乗車の取扱い…	159
第 286 条	旅客運賃・料金の払いもどし駅…	159
第 287 条	不通区間の別途旅行の取扱方…	161
第 288 条	定期乗車券もしくは回数乗車券の有効期間の延長または 旅客運賃の払いもどし	161
第 289 条	削 除…	161
第 290 条	運行不能・遅延等の場合のその他の請求…	161
第 6 款	誤乗および誤購入	
第 291 条	誤乗区間の無賃送還…	163
第 292 条	誤乗区間無賃送還の取扱方…	163
第 293 条	乗車券の誤購入の場合の取扱方…	163
第 8 章	入場券	
第 1 節	入場券	
第 294 条	入場券の発売…	165
第 295 条	入場券の料金…	165
第 296 条	入場券の効力…	165
第 297 条	入場券が無効となる場合…	165
第 298 条	入場券の様式…	167
第 299 条	入場券の改札および引渡し…	167
第 300 条	無札入場者…	167
第 301 条	入場料金の払いもどし…	167
第 2 節	削 除	
第 9 章	削 除	
第 10 章	手回り品	
第 307 条	手回り品および持込禁制品…	169

第 307 条の 2 危険品の適用除外の物品	171
第 308 条 無料手回り品.....	171
第 309 条 削 除.....	173
第 309 条の 2 定期手回り品切符の発売および定期手回り品料金.....	173
第 310 条 削 除.....	173
第 311 条 削 除.....	173
第 311 条の 2 定期手回り品切符.....	173
第 311 条の 3 〃	175
第 312 条 持込禁制品または制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置.....	175
第 313 条 削 除.....	177
第 314 条 削 除.....	177
第 315 条 手回り品の保管.....	177
第 316 条 削 除.....	177

(この規則の目的)

第1条 この規則の目的は、京成電鉄株式会社（以下「当社」という。）の旅客の運送およびこれに附帯する入場券の発売の事業（以下「旅客の運送等」という。）について合理的な取扱い方を定め、もって利用者の便利と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 当社線のうち、京成本線・東成田線・押上線・金町線・千葉線・千原線および松戸線（以下「京成電鉄線」という。）による旅客の運送等については、別に当社が公示する場合を除いて、この規則を適用するほか、この規則に定めのない事項については、次のとおりとする。なお、他運輸機関との各駅相互間において、連絡運輸となる場合の取扱いについては、東日本旅客鉄道株式会社（以下「旅客鉄道会社」という。）が制定する旅客連絡運輸規則を準用する。

- (1) 旅客営業取扱基準規程
- (2) ICカード乗車券取扱規則
- (3) ICカード乗車券取扱基準規程
- (4) 旅客取扱関係単行規程類集
- (5) 旅客連絡運輸規則（東日本旅客鉄道株式会社公告第21号）
- (6) 旅客連絡運輸取扱基準規程（東日本旅客鉄道株式会社営達第21号）
- (7) 学校および救護施設指定取扱規則（東日本旅客鉄道株式会社公告第6号）
- (8) 学校および救護施設指定取扱基準規程（東日本旅客鉄道株式会社営達第13号）

2 当社線のうち、成田空港線による旅客の運送等については、成田空港線に適用する規則（以下「成田空港線規則」という。）を別に定める。

3 当社は、この規則を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更の時期および変更内容を予め当社ホームページ等への掲載等により告知するものとする。

(用語の意義)

第3条 この規則におけるおもな用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「当社線」とは当社の経営する鉄道線をいい、京成上野～成田空港間（以下「京成本線」という。）、京成成田～東成田間（以下「東成田線」という。）、青砥～押上間（以下「押上線」という。）、京成高砂～京成金町間（以下「金町線」という。）、京成津田沼～千葉中央間（以下「千葉線」という。）、千葉中央～ちはら台間（以下

「千原線」という。)、印旛日本医大駅を経由する京成高砂～成田空港間（以下「成田空港線」という。）および京成津田沼～松戸間（以下「松戸線」という。）を路線区分とする。

- (2) 「駅」とは旅客の取扱いをする停車場・案内所をいう。
- (3) 「乗換駅」とは当社線内の他の路線に乘換えるため、一旦改札を出場する駅をいう。
- (4) 「列車」とは旅客の運送を行う電車をいう。
- (5) 「特別急行列車」とはスカイライナー、シティライナー、モーニングライナーおよびイブニングライナーをいう。
- (6) 「スカイライナー」とは成田空港線を運行する座席指定列車をいう。
- (7) 「シティライナー」とは京成本線を運行する座席指定列車をいう。
- (8) 「モーニングライナー」とは京成本線を運行する座席指定列車をいう。
- (9) 「イブニングライナー」とは京成本線を運行する座席指定列車をいう。
- (10) 「乗車券類」とは乗車券および特別急行券をいう。
- (11) 「特別急行券」とはスカイライナー券、シティライナー券、モーニングライナー券およびイブニングライナー券をいう。
- (12) 「旅行開始」とは旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。ただし、駅員無配置駅から旅客が乗車する場合は、その乗車することをいう。

(運賃・料金前払の原則)

第4条 旅客の運送等の契約の申込みを行おうとする場合は、旅客は現金をもって所定の運賃・料金を提供するものとする。ただし、当社において特に認めた場合は、後払とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める運賃・料金については、当社において特に認めたクレジットカードによって支払うことができる。

- (1) 定期旅客運賃
- (2) 特別急行料金
- (3) 特別急行券と同時に使用する普通乗車券の普通旅客運賃

3 別に定めるカードのS Fによって、乗車券類への引換えができるものとする。

(契約の成立時期および適用規定)

第5条 旅客の運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、旅客が所定の運賃・料金を支払い、乗車券類等その契約に関する証票の交付を受け

た時に成立する。

- 2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の規定によるものとする。

(旅客の運送等の制限または停止)

第6条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため、必要があるときは次の各号に掲げる制限または停止をすることがある。

- (1) 乗車券類および入場券の発売駅・発売枚数・発売時間・発売方法の制限または発売の停止
- (2) 乗車区間・乗車方法・入場方法または乗車する列車の制限
- (3) 手回り品の長さ・容積・重量・個数・品目・持込区間または持込みの列車の制限

- 2 前項の制限または停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示する。

(運行不能の場合の取扱い)

第7条 列車の運行が不能となった場合は、その不通区間内着となる旅客またはこれを通過しなければならない旅客の取扱いをしない。ただし、運輸上支障のない場合で、かつ、旅客が次の各号に掲げる条件を承諾するときは、その不通区間内着または通過となる乗車券を発売することがある。

- (1) 不通区間については、任意に旅行する。
- (2) 不通区間に対する旅客運賃の払いもどしの請求をしない。

- 2 前項ただし書きの規定は、特別急行券について、これを準用する。ただし、不通区間通過となる場合で、その前後の区間の乗車列車について接続の手配を講じたときに限る。

- 3 列車の運行が不能となった場合であっても、当社において他運輸機関の利用またはその他の方法によって連絡の措置をして、その旨を関係駅に掲示したときは、その不通区間は開通したものとみなして旅客の取扱いをする。

(営業キロ程のは数計算方)

第8条 営業キロ程を用いて運賃・料金を計算する場合の1キロメートル未満のは数は、1キロメートルに切り上げる。

(期間の計算方)

第9条 期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず、1日として計算する。

(乗車券類等に対する証明)

第10条 当社において、乗車券類等・旅客運送等の契約に関する証票に証明を行う場合は、当該証票にその証明事項を記入し、相当の証印を押す。

(旅客の提出する書類)

第11条 旅客の運送等の契約に関して、旅客が当社に提出する書類は、墨・インキまたはボールペンをもって記載し、かつ、特に定めるものについては、これに証印を押すものとする。

- 2 旅客は前項の規定による書類の記載事項の一部を訂正した場合は、その訂正箇所に相当の証印を押すものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、定期乗車券購入申込書については、鉛筆で記載することができる。この場合、前項の規定は適用しない。
- 4 旅客から提出を受けた書類および書類の記載事項は、運送等の契約に関してのみ使用する。ただし、当社が別に明示した場合を除く。

第2編 旅客営業

第1章 通 則

(特別急行料金を収受する列車の施設の表示)

第12条 特別急行料金を収受する列車については、旅客の見やすい箇所に相当の表示を行う。

(乗車券類の購入および所持)

第13条 列車に乗車する旅客は、その乗車に有効な乗車券を購入し、これを所持しなければならない。

- 2 前項の規定によるほか、旅客が特別急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、その乗車に有効な乗車券類を購入し、これを所持しなければならない。
 - (1) シティライナーに乗車するときは、シティライナー券
 - (2) モーニングライナーに乗車するときは、モーニングライナー券
 - (3) イブニングライナーに乗車するときは、イブニングライナー券
- 3 前各項の規定にかかわらず、駅員無配置駅または遠隔監視システム導入駅から乗車す

る旅客または係員の承諾を得て、乗車券類を購入しないで乗車した旅客は、列車に乗車後において、直ちに相当の乗車券類を購入または着駅において運賃を支払うものとする。

(営業キロ程)

第14条 旅客運賃・料金の計算その他の旅客運送の条件をキロメートルをもって定める場合は、別に定める場合を除き、営業キロ程による。

(駅員無配置駅の旅客の取扱方)

第15条 駅員無配置駅から乗車する旅客の取扱いは、列車の乗務員が行う。

第16条 削 除

第17条 削 除

第2章 乗車券類の発売

第1節 通 則

(乗車券類の種類)

第18条 乗車券類の種類は、次のとおりとする。

(1) 乗車券

- | | | |
|-----------|---|---------|
| イ 普通乗車券 | { | 片道乗車券 |
| | | 往復乗車券 |
| ロ 定期乗車券 | { | 通勤定期乗車券 |
| | | 通学定期乗車券 |
| ハ 普通回数乗車券 | | |

(2) 特別急行券

- イ シティライナー券
- ロ モーニングライナー券

ハ イブニングライナー券

(乗車券類の発売箇所および発売方法)

第19条 乗車券類は、駅において係員または乗車券類発売機により発売する。ただし、特別急行券および定期乗車券は、当社の指定した駅において発売し、また駅員無配置駅または遠隔監視システム導入駅から有効となる乗車券類（自動券売機で発売可能な乗車券類を除く）は、その駅員無配置駅または遠隔監視システム導入駅に隣接する駅員配置駅において発売する。

- 2 乗車券類を所持しないで、駅員無配置駅から乗車した旅客および係員の承諾を得て乗車券類を所持しないで乗車した旅客に対する特別急行券は、前項の規定にかかわらず、列車内において発売する。
- 3 乗車券類は、前各項に規定するほか、当社が臨時に設置した乗車券臨時発売所または乗車券類の発売を委託した箇所において発売する。

(乗車券類の発売範囲)

第20条 駅において発売する乗車券類は、その駅から有効なものに限って発売する。

ただし、別に定める場合を除き、次の各号に掲げる場合は、他駅から有効な乗車券類を発売することがある。

- (1) 特別急行券と同時に使用する普通乗車券を発売する場合
 - (2) 駅員無配置駅または遠隔監視システム導入駅から有効となる普通乗車券または回数乗車券を、その駅員無配置駅または遠隔監視システム導入駅に隣接する駅員配置駅において発売する場合
 - (3) 定期乗車券・団体乗車券または貸切乗車券を発売する場合 ただし、松戸線の各駅では松戸線の各駅から有効な乗車券類に限って発売する。また、松戸線以外の京成線各駅では松戸線各駅発着の乗車券類は発売しない。
 - (4) 特別急行券を発売する場合
- 2 車内において発売する乗車券類は、旅客の当該乗車に有効な特別急行券に限って発売する。

(乗車券類の発売日)

第21条 乗車券類は、発売当日から有効となるものを発売する。ただし、別に定める場合を除き、次の各号に掲げる乗車券類は、それぞれ当該各号に定めるところによって発売する。

(1) 普通乗車券

特別急行券と同時に使用する普通乗車券は、その特別急行券を発売する日から発売する。

(2) 定期乗車券

有効期間の開始日の14日前から発売する。

(3) 団体乗車券または貸切乗車券

運送引受後であって、旅客の始発駅出発日の14日前から発売する。ただし、別に定めるものについてはこの限りでない。

(4) 特別急行券

当該列車が始発駅を出発する日の1か月前の同じ日から発売する。

2 特別急行券の発売日は、前項の規定にかかわらず、別に定めることがある。

3 当社の指定した旅行業者が発売する乗車券類については、前各項の規定にかかわらず、別に定める発売日から発売することがある。

(乗車券類の発売時間および発売区間)

第21条の2 駅において発売する乗車券類の発売時間および発売区間については、次の各号に定めるところによる。

(1) 発売時間については、その駅に発着する始発列車等の乗車に必要な時刻から終発列車の発車時刻までとする。ただし、乗車券類の種類別の発売時間を別に定めることがある。この場合、この旨を関係の駅に掲示するものとする。

(2) 発売区間については、前号に規定する発売時間内において、旅客の希望する区間の乗車券類を発売する。ただし、普通乗車券および回数乗車券の発売区間については、別に定めることがある。

(乗車券類の購入申込書)

第22条 乗車券類を発売する場合は、駅に設備する購入申込書に必要事項の記入を求めることがある。

(臨時特殊割引普通乗車券の発売)

第22条の2 当社が特に必要と認める場合は、臨時特殊割引普通乗車券を発売することがある。

(伝染病患者に対して発売する乗車券)

第23条 伝染病患者に対して発売する乗車券は、貸切乗車券に限る。

(注) 伝染病とは、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114条)に定める一類感染症、二類感染症、指定感染症(同法第7条の規定に基づき、政令で定めるところにより、同法第19条または第20条の規定を準用するものに限る。)、新型感染症および新型インフルエンザ等感染症をいう。

(払いもどし等について特約をした乗車券類の発売)

第23条の2 当社が業務上特に必要と認めた場合は、旅客運賃・料金の払いもどし、乗車変更の取扱いについて、特別の約束をして乗車券類を発売することがある。

(割引乗車券類の発売の制限)

第23条の3 旅客運賃割引証によって発売する割引乗車券は、旅客が駅員無配置駅から乗車する場合を除き、旅行開始前に限って発売する。

(割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い)

第24条 旅客運賃割引証によって購入した割引乗車券、旅客運賃割引証または通学定期乗車券もしくは通学証明書を使用資格者が不正使用し、または使用資格者以外の者に使用させたときは、その使用資格者に対して、これらの乗車券の発売を停止することがある。

(割引証が無効となる場合およびこれを使用できない場合)

第25条 旅客運賃割引証は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 記載事項が不明となったものを使用したとき。
- (2) 表示事項をぬり消し、または改変したものを使用したとき。
- (3) 有効期間を経過したものを使用したとき。
- (4) 有効期間内であっても使用資格を失った者が使用したとき。
- (5) 記名人以外の者が使用したとき。

2 旅客運賃割引証は、次の各号の1に該当する場合は、使用することができない。

(1) 発行者が記入しなければならない事項を記入していないものおよび発行者または使用者が必要な箇所に押印していないもの。

(2) 記入事項を訂正した場合で、これに相当の証印のないもの。

第2節 普通乗車券の発売

(普通乗車券の発売)

第26条 旅客が列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、片道乗車券または往復乗車券を発売する。

(1) 片道乗車券

普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車（以下「片道乗車」という。）する場合に発売する。ただし、その経路が折返しとなる場合を除く。

(2) 往復乗車券

往路または復路とも片道乗車券を発売できる区間を往復1回乗車（以下「往復乗車」という。）する場合に発売する。ただし、往路と復路の区間が異なるものを除く。

第27条 削 除

第28条 削 除

第29条 削 除

(被救護者割引普通乗車券の発売)

第30条 学校および救護施設指定取扱規則（東日本旅客鉄道株式会社公告第6号）第21条に規定する施設（以下「指定救護施設」という。）に保護され、または救護される者（以下「被救護者」という。）が旅行する場合で、第31条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、片道または往復の割引普通乗車券を発売する。

2 被救護者が老幼・虚弱もしくは障害のため、または逃亡のおそれがあるため、被救護者に付添人をつける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購入するときは、被救護者1人について付添人1人に限って、前項の規定を準用する。

3 前項の規定によって、付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が往

路用の片道乗車券を購入するときであっても、付添人に対して往復乗車券を発売することがある。

(被救護者割引証)

第31条 被救護者は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、当該指定救護施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の種類・旅行証明書番号・被救護者の氏名および年令・付添人を必要とするときは付添人の氏名および年令・有効期限・発行年月日・施設の所在地・名称ならびにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、提出するものとする。

2 被救護者旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。

表

被救護者旅客運賃割引証		契印
第...号		指定番号
乗車券区間	乗車区間	理由
乗車券の種類	所 属	新設者名 片道
	姓 名	付 添 人 姓 名
旅行証明書番号		
被救護者の氏名	及び 年 令	(男)
付 添 人 の 氏 名	及び 年 令	(男)
所 属 地		3 割
有効期限	年 月 日まで	
...年...月...日発行		
施設の名前		代表者の 姓 名
代表者の 氏 名		代表者の 職 位
(発行所)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(乗車運賃)	(定期運賃)
		31 33

裏

《この割引証の使用上の注意》

(1) 旅客鉄道会社の制定した施設に保護され、又は保護される者が、片道又は往復の割引普通乗車券を購入する場合は被救護者とその付添人と同時に乗車券を購入する場合に1割に割って使用することができます。

(2) この割引証は、旅行開始前に貼って使用できます。

(3) この割引証の記入事項(太枠内を除く)は、発行所において記入(乗車券の種類は、該当のもの□で囲む。)し、又は押印していないものは、使用できません。

(4) この割引証に記入した事項を訂正したときは、その箇所が発行所の欄外のものに、使用できません。

(5) この割引証は、記入人に貼って使用できます。但し、記入人であっても使用資格を失った後は、使用できません。

(6) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記入人以外の者は、使用できません。

(7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の旅行証明書を携帯しないときは、使用できません。又、旅行証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。

(8) この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期間まで(1箇月間)です。

3 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1か月間とする。

(乗継割引普通乗車券の発売)

第32条 旅客が、次に掲げる区間を連絡乗車する場合は、各運輸機関について、乗継割引普通乗車券を発売する。

(1) 当社線が発着となる場合

乗 継 割 引 適 用 区 間		
当社線	接続駅	他社線
京成曳舟・八広 各駅	押上	都営地下鉄浅草線 本所吾妻橋・浅草 各駅
京成曳舟・八広 各駅	押上	東京メトロ半蔵門線 錦糸町・住吉 各駅
日暮里～京成関屋 間 各駅	町屋	東京メトロ千代田線 千駄木～綾瀬 間 東京メトロ日比谷線 南千住 各駅
町屋～お花茶屋 間 各駅	京成関屋 (牛田)	東武伊勢崎線 曳舟～五反野 間 各駅
お花茶屋～江戸川 間 柴又・京成金町・京成立石 各駅	京成高砂	北総線 新柴又駅

(2) 当社が通過となる場合

乗 継 割 引 適 用 区 間		
当社線	接続駅	他社線
押上～京成高砂 間	押上	都営地下鉄線 全線各駅
	京成高砂	北総線 各駅

(注) 当該区間の乗車券を当社では発売しない。

ㇿ

第32条の2 旅客が、次に掲げる区間を乗車する場合は、本線または千葉線の運賃と松戸線の運賃について割引普通乗車券を発売する。

割引適用区間		
本線・千葉線	連絡駅	松戸線
船橋競馬場～実籾 間 京成幕張本郷～検見川 間 各駅	京成津田沼	新津田沼～習志野 各駅

第3節 定期乗車券の発売

第33条 削 除

第34条 削 除

(通勤定期乗車券の発売)

第35条 旅客が、次に定めるところにより乗車する場合で、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1か月、3か月または6か月有効の通勤定期乗車券を発売する。

- 常時、区間および経路を同じくして乗車する場合
- 2 定期乗車券購入申込書の様式は次のとおりとする。

表

裏

京成 PASMCO・定期乗車券購入申込書(通勤定期乗車券用)

1. 通勤定期乗車券(通勤定期乗車券)の購入に必要事項を記入してください。

2. 通勤定期乗車券(通勤定期乗車券)の購入に必要事項を記入してください。

3. 通勤定期乗車券(通勤定期乗車券)の購入に必要事項を記入してください。

4. 通勤定期乗車券(通勤定期乗車券)の購入に必要事項を記入してください。

京成 PASMCO・定期乗車券購入申込書(通勤定期乗車券用)

1. 通勤定期乗車券(通勤定期乗車券)の購入に必要事項を記入してください。

2. 通勤定期乗車券(通勤定期乗車券)の購入に必要事項を記入してください。

3. 通勤定期乗車券(通勤定期乗車券)の購入に必要事項を記入してください。

4. 通勤定期乗車券(通勤定期乗車券)の購入に必要事項を記入してください。

第 3 6 条 指定学校（旅客鉄道会社が指定した学校をいう。以下同じ。ただし、第 4 0 条第 1 項第 1 号に規定する学生を除く。）の学生、生徒、児童または幼児が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき、または第 1 7 0 条第 1 項第 2 号に規定する通学定期乗車券購入兼用の身分証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1 か月、3 か月または 6 か月有効の通学定期乗車券を発売する。

- (1) 居住地最寄り駅と在籍する指定学校最寄り駅との相互間を通学のため乗車する場合
- (2) 区間および経路を同じくして順路によって乗車する場合

[illegible]

- 3 通学定期乗車券購入兼用の身分証明の様式は次のとおりとする。

表

証 明 書 No. _____ 下記の者は、当校 生徒 部(科) _____ _____の学生(生徒) 学年第 _____ 学年(年次生) であることを証明する。氏名 _____ 生年月日 年 月 日生 住所 _____ 年 月 日発行 写真 発行所 所在地 学校名 代表者 氏 名	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">年 月 日まで有効</th> <th>通学回数</th> </tr> <tr> <td colspan="2">通学定期乗車券発行所</td> <td></td> </tr> <tr> <th>発行年月日</th> <th>有効期間</th> <th>発行回数</th> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>	年 月 日まで有効		通学回数	通学定期乗車券発行所			発行年月日	有効期間	発行回数																											
年 月 日まで有効		通学回数																																			
通学定期乗車券発行所																																					
発行年月日	有効期間	発行回数																																			

17cm

裏

通学定期乗車券発行所			
発行年月日	有効期間	発行回数	記 事

〔注 意〕

(1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車する場合に、必ず携帯し、乗降の記録があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(2) 通学定期乗車券を購入するときは、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して、この証明書とをともに申し送らなければならない。

(3) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。

(4) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行所に届け出なければならない。

(5) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行所に返さなければならない。

- 4 通学証明書の有効期間は、発行の日から1か月間とする。ただし、通学証明書の表面余白に有効開始日または、有効期限の表示(赤書き)のあるものは、その期間内の日を通学定期乗車券の有効期間の開始日とする場合に限る。
- 5 指定学校(ただし第40条第1項第1号に規定する学生を除く。)の学生、生徒もしくは児童が実習場等まで乗車する場合で、当社が必要と認めるときに限り第1項の規定に準じて通学定期乗車券を発売する。

(定期乗車券の一括発売)

第37条 前2条の規定により定期乗車券を発売する場合は、別に定めるところにより、これを一括して発売することがある。

- 2 前項の規定により定期乗車券を発売する場合で、当該定期乗車券の有効期限を一定させる必要があるときは、別に定めるところにより、当該定期乗車券の所定の有効期間には数となる日数を附加して発売することがある。

(乗継割引定期乗車券の発売)

第38条 旅客が、次に掲げる区間を連絡乗車する場合は、各運輸機関について乗継割引定期乗車券を発売する。

乗 継 割 引 適 用 区 間		
当社線	接続駅	他社線
押上～京成高砂 間	押上	都営地下鉄線 全線各駅
	京成高砂	北総線 各駅
押上～京成高砂 間	押上	東京メトロ線 全線各駅
	京成高砂	北総線 各駅

(注) 当該区間の乗車券を当社では、発売しない。

第4節 普通回数乗車券の発売

(普通回数乗車券の発売)

第39条 当社が別に定める適用要件を満たした場合に限り、当社線の同一区間を乗車する旅客に対しては、11券片の普通回数乗車券を発売する。

2 前項の規定によって発売する普通回数乗車券の1券片は、片道乗車券を発売できる区間に限るものとする。

第39条の2 削 除

第39条の3 削 除

第39条の4 削 除

第39条の5 削 除

(通学用割引普通回数乗車券の発売)

第40条 指定学校のうち、次の各号に定める通信による教育を行う学校の学生、生徒が、面接授業または試験のため区間および経路を同じくして順路によって乗車する

- (1) 放送大学学園法（平成14年法律第156号）第4条の規定により設置された大学の学生
- (2) 通信教育を行う高等学校の生徒

- 裏

放高大学学生旅客運賃割引証

姓 名		学 号	
教育機関種別名称		印	
乗 車 区 間	和から 新大分	特等	
乗 車 日 の 期 限	通年制		
乗 車 費 引 当 額	現金支払	学年(年度)	
定 率 減 免 率	() %		
乗 車 区 間 外 の 乗 車	() 乗		
引 率	半額		
有 効 期 間	平成〇〇年度第〇学期から一ノ月		

____年 ____月 ____日発行

学校長(章) _____
 学 務 長 _____
 学 部 次 長 _____
 氏 _____

印

(旅行代理)	(旅業協賛会)	(観光客用貨物)	(備 考)

- 裏

[illegible]

第41条 削 除

第42条 削 除

第5節 団体乗車券の発売

(団体乗車券の発売)

第43条 一団となった旅客の全員が、発着駅および経路を同じくし、その全行程を同一の人員で旅行する場合であって、次の各号の1に該当し、かつ、当社が団体として運送の引受けをしたものに対しては、団体乗車券を発売する。

(1) 学生団体

イ 次の1に該当する学校等の生徒等が25人以上と、その付添人、当該学校等の教職員（嘱託している医師および看護婦を含む。以下同じ。）または、これと同行する旅行業者とによって構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定するへき地学校で、市町村教育委員会が証明したものの生徒または児童の場合は、その人員が25人未満のときであってもこの取扱いをする。

(イ) 指定学校（ただし第40条第1項第1号に規定する学生を除く。）の学生・生徒・児童または幼児

(ロ) 児童福祉法第39条に規定する保育所の児童及び同法39条の2に規定する幼保連携型認定こども園の児童

ロ イの付添人は大人とし、当該団体を構成する旅客が、次の1に該当する場合に限るものとし、その人員は、その旅客1人につき1人とする。

(イ) 幼稚園の幼児、保育所及び幼保連携型認定こども園の児童または、小学校第3学年以下の児童であるとき。

(ロ) 障害または虚弱のため、当社において付添を必要と認めるとき。

(ハ) イの旅行業者は、当該団体を構成する人員（旅行業者を含む。）が100人までごとに1人とする。

(2) 普通団体

前各号以外の旅客によって構成された25人以上の団体で、責任ある代表者が引率するもの。

(3) 訪日観光団体

訪日観光客15人以上またはこれと同行する旅行業者(ガイドを含む。)とによって構成された団体で、責任のある代表者が引率するものとする。ただし、訪日観光客は、日本国在外外交官・入国審査官または社団法人日本旅行業協会会長において発行した訪日観光団であることの証明書を所持するものに限る。

- 2 普通乗車券を購入して乗車しようとする旅客が、前項に規定する団体への参加等の事由により、団体旅客としての取扱いを希望する場合は、特別の約束を旅客が承諾したときに限り、普通旅客運賃を収受して、団体乗車券を発売することがある。

第44条 削 除

(団体旅客運送の申込み)

- 第45条 第43条の規定により団体乗車券を購入しようとする旅客は、あらかじめその人員・行程・乗車すべき列車その他輸送計画に必要な事項を記載した団体旅行申込書を提出して、団体旅客運送の申込みを行うものとする。ただし、当社において特に認める場合は、団体旅行申込書の提出を省略することができる。

- 2 前項の規定による場合の申込者は、次のとおりとする。

(1) 学生団体

教育長または学校長(保育所の代表者を含む。以下この号において同じ。)ただし、数校連合の場合で学校長が申込むときは、各学校長連名とし、代表学校長名を明示するものとする。

(2) 普通団体

代表者または旅行業者

(3) 訪日観光団体

代表者または旅行業者

- 3 団体旅行申込書の記入方は、次の各号に定めるところによる。

(1) 申込者住所氏名欄には、前項に規定する申込者の住所氏名を記入する。

(2) 旅行業者住所氏名欄には、旅行業者があつ旋をした場合に当該旅行業者の住所氏名

を記入する。ただし、訪日観光団体および普通団体であって、旅行業者が申込者の場合は、同欄の記入は省略する。

- (3) 前項第1号の場合で数校連合のとき、または、第43条第2項の規定により普通乗車券を購入して乗車しようとする旅客が団体旅客としての取扱いを希望するときは、申込人員欄の所定欄に総申込人員を記入するほか、記事欄に関係学校別の人員または、普通乗車券を購入して乗車しようとする人員を明示するものとする。

4 団体旅行申込書の様式は、次のとおりとする。

The form is titled '団体旅行申込書' (Group Travel Application Form). It includes fields for '申込学校' (Applying School), '旅行日' (Travel Date), and '申込人数' (Number of Applicants). Below these is a table for '乗車券購入状況' (Ticket Purchase Status) with columns for '乗車券種別' (Ticket Type), '乗車券枚数' (Number of Tickets), and '乗車券金額' (Ticket Amount). The table has rows for '普通乗車券' (General Ticket), '学割乗車券' (Student Discount Ticket), and '自由乗車券' (General Ticket). At the bottom, there is a '備考' (Remarks) section and a '申込書備考' (Remarks) section.

(団体旅客運送の予約)

第46条 旅客から前条の規定による団体旅客運送の申込みを受けた場合で、当社において運輸上の支障がない限り、当該団体旅客運送の引受けをする。

- 2 前項の規定により、団体旅客運送の引受けをしたときは、その申込者に次の様式による団体旅行引受書を交付する。ただし、第48条に規定する責任人員をつけないものにあつては、前条の規定によって収受した団体旅行申込書に引受けをした旨を記載し、団体旅行引受書に代用し、また、前条第1項ただし書きの規定により、団体旅行申込書の提出を省略したものにあつては、口頭による通知をもって団体旅行引受書に代えることがある。
- 3 前項の規定によって、団体旅行引受書の交付を受けた団体旅客運送申込者は、団体乗車券購入の際、これを呈示しなければならない。

する。

- (1) 保証金は、当該団体旅客が団体乗車券を購入する駅に指定した期日までに納付させることとし、その期日までに納付しないときは、当該団体旅客運送の申込みを取り消したものとみなす。
- (2) 保証金は、団体乗車券発売の際、団体旅客運賃・料金の一部に充当し、過剰額があっても、その過剰額は返還しない。
- (3) 保証金は、次に該当する場合は、その納付額の全額を返還する。
 - イ 当社の都合により団体旅客運送の申込みを取り消した場合
 - ロ 天災事変等の原因によって団体旅行ができなくなった、団体旅客運送の申込みを取り消した場合
- (4) 保証金には、利子を付けない。

第49条 削 除

第50条 削 除

(一部区間不乗の団体乗車券の発売)

第51条 旅行行程中の一部区間を乗車しない団体旅客に対し、当社において特に承諾した場合は、当該区間を通した団体乗車券を発売することがある。ただし、この場合は、団体旅客運送申込みの際に、その区間を明示するものとする。

(団体旅客運送の申込人員の変更または申込みの取消し等)

第51条の2 団体旅客運送の申込者は、運送引受け後、旅行開始前に申込人員の変更、一部の旅行行程の取消し、その他の取扱条件を変更する場合は、次の各号に定めるところによるほか、特に定める場合を除き、団体旅行変更・取消申込書を提出して、その変更を申し出るものとする。ただし運輸上支障がある場合は、変更の取扱いをしないことがある。

- (1) 団体乗車券の購入前に変更する場合は、当該団体旅行引受書を提出する。
- (2) 団体乗車券の購入後に変更する場合は、当該団体乗車券を呈示する。

- 2 団体旅行変更・取消申込書の様式は、次のとおりとする。

The form is titled '団体旅行変更・取消申込書' (Group Travel Change/Cancellation Application Form). It contains the following sections:

- 申請者情報 (Applicant Information):** Fields for name, address, and contact information.
- 旅行情報 (Travel Information):** Fields for travel date, destination, and other details.
- 乗客リスト (Passenger List):** A large table with columns for passenger name, age, gender, and other details.
- 申請者印 (Applicant Seal):** A space for the applicant's signature and official stamp.

- 3 団体旅客運送の引受け後、旅客の申し出により団体旅客運送の変更またはその申込みの取消しの承諾を行う場合は、第48条に規定する条件を付した団体については、次により取扱う。

- (1) 申込人員、その他の変更により責任人員または保証金に増減があるときで、責任人員または保証金が増加するときは、これを変更し責任人員または保証金が減少するときは、これを変更しない。
- (2) 団体乗車券の購入前の申込みを取り消したときは、すでに収受した保証金は返還しない。

- 4 団体旅客運送の引受け後、申込人員の変更によって人員が増加または減少した場合で、これによって取扱条件を異にするときは、変更後の人員によって構成されたものとして取扱うものとする。

第6節 貸切乗車券の発売

(貸切乗車券の発売)

第52条 貸切乗車券は、次の各号の1に該当する単位をもって貸切る旅客に対して発売する。

(1) 全車貸切 1車両単位で貸切る場合

(2) 列車貸切 列車を単位として貸切る場合

(貸切旅客運送の申込み)

第53条 前条の規定により貸切乗車券を購入しようとする者は、あらかじめ、その人員・行程その他輸送計画に必要な事項を記載した貸切旅行申込書を提出して、貸切旅客運送の申込みを行うものとする。

2 貸切旅行申込書は、第45条第2項に規定する団体旅行申込書の「団体」の文字を「貸切」と訂正して使用する。

(貸切旅客運送の予約)

第54条 旅客から、前条の規定による貸切旅客運送の申込みを受けた場合で、当社において運輸上支障がないと認めたときは、当該貸切旅客運送の引受けをする。

2 前項の規定により貸切旅客運送の引受けをしたときは、その申込者に第46条第2項に規定する団体旅行引受書の「団体」の文字を「貸切」と訂正するほか、貸切旅客運送の引受けに関する必要事項を加除訂正した貸切旅行引受書を交付する。

(貸切旅客に対する保証金等)

第55条 第46条第3項、第48条第3項、第50条、第51条および第51条の2までの規定は、貸切旅客の場合に準用する。

第56条 削除

第7節 特別急行券の発売

(特別急行券の発売)

第57条 旅客が、特別急行列車に乗車する場合は、乗車する駅・日・列車・号車・座席および区間を指定して発売する。

2 特別急行券を発売する際に特別急行列車が出発時刻に約1時間以上遅延している場合または約1時間以上遅延することが確実な場合は、当該列車が遅延したときであっても特別急行料金の払いもどしの請求をしないことを条件として、遅延特約の特別急行券を発売する。

3 前項の規定は、モーニングライナー券およびイブニングライナー券について、準用する。

第8節 削 除

第9節 削 除

第10節 削 除

第11節 特別急行券の関連発売

(特別急行券と乗車券の関連発売)

第64条 旅客が、特別急行列車に乗車する場合の特別急行券は、当該特別急行列車の乗車に必要な乗車券と同時に購入する場合または呈示した場合に限って、発売することがある。

2 前項の規定は、モーニングライナー券およびイブニングライナー券について、準用する。

第3章 旅客運賃・料金

第1節 通 則

(旅客運賃・料金の種類)

第65条 旅客運賃・料金の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 旅客運賃

- | | | |
|------------|---|----------|
| イ 普通旅客運賃 | { | 片道普通旅客運賃 |
| | | 往復普通旅客運賃 |
| ロ 定期旅客運賃 | { | 通勤定期旅客運賃 |
| | | 通学定期旅客運賃 |
| ハ 普通回数旅客運賃 | | |
| ニ 団体旅客運賃 | | |
| ホ 貸切旅客運賃 | | |

(2) 特別急行料金

- イ シティライナー料金
- ロ モーニングライナー料金
- ハ イブニングライナー料金

(旅客運賃に加算して収受する鉄道駅バリアフリー料金)

第66条 第140条に規定する鉄道駅バリアフリー料金は、乗車区間に対する旅客運賃（前条第1項第1号ロに規定する通学定期旅客運賃を除く。）に加算して収受し、当該旅客運賃と一体のものとして取扱うものとする。なお、松戸線区間については 鉄道駅バリアフリー料金の収受対象外とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第68条第3項に規定する各駅を相互に乗り継いで乗車する場合に加算する鉄道駅バリアフリー料金は、第77条第5項（千原線の各駅相互発着）に規定する普通旅客運賃に限り取扱うものとし、同条第1項（京成本線、東成田線、押上線、金町線および千葉線の各駅相互発着）に規定する普通旅客運賃に対して同時の取扱いをしない。
- 3 前項の規定は、普通旅客運賃に対して同時の取扱いをしないことを規定したものであり、前条第1項第1号ロに規定する通勤定期旅客運賃については、それぞれに鉄道駅バリアフリー料金を加算し収受するものとする。

(旅客運賃・料金計算上の経路等)

第67条 旅客運賃・料金は、旅客の実際乗車する経路および発着の順序によって計算する

(旅客運賃・料金計算上の営業キロ程の計算方)

第68条 営業キロ程を使用して旅客運賃・料金を計算する場合は、別に定める場合を除いて、当社線が同一方向に連続する場合に限り、これを通算する。

- 2 普通旅客運賃を計算する場合、その計算経路が一部もしくは全部が復乗となるときは、折返しとなる駅の前後の区間の営業キロ程を打ち切って計算する。
- 3 千原線の各駅と千葉中央駅を接続駅として、次の各号に規定する各駅を相互に乗り継いで乗車する場合の営業キロ程については、通算しない。
 - (1) 京成本線の各駅
 - (2) 東成田線の各駅
 - (3) 押上線の各駅
 - (4) 金町線の各駅
 - (5) 千葉線の各駅
 - (6) 松戸線の各駅
- 4 京成電鉄線の各駅と成田空港線の各駅を相互に乗り継いで乗車する場合の営業キロ程については、通算しない。
- 5 松戸線の各駅と京成津田沼駅を接続駅として、次の各号に規定する各駅を相互に乗り継いで乗車する場合の営業キロ程については、通算しない。
 - (1) 京成本線の各駅
 - (2) 東成田線の各駅
 - (3) 押上線の各駅
 - (4) 金町線の各駅
 - (5) 千葉線の各駅
 - (6) 千原線の各駅

第69条 削 除

第70条 削 除

第71条 削 除

第72条 削 除

(旅客の区分およびその旅客運賃・料金)

第73条 旅客運賃または特別急行料金は、次に掲げる年令別の旅客の区分によって、この規則の定めるところにより、その旅客運賃・料金を収受する。

大 人 12才以上の者

小 児 6才以上12才未満の者

幼 児 1才以上6才未満の者

乳 児 1才未満の者

2 前項の規定による幼児または乳児であっても、次の各号の1に該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃・料金を収受する。

(1) 幼児が幼児だけで旅行するとき。

(2) 幼児が乗車券を所持する6才以上の旅客(団体旅客を除く。)に2人をこえて随伴されて旅行するとき。ただし、2人をこえた者だけ小児とみなす。

(3) 幼児が団体旅客として旅行するとき、または団体旅客に随伴されて旅行するとき。

(4) 幼児または乳児が、指定を行う座席を幼児または乳児だけで使用して旅行するとき。

3 前項第4号の規定は、号車の指定を行う列車について準用する。

4 第2項および第3項の場合のほか、幼児または乳児に対しては、旅客運賃・料金を収受しない

(小児の旅客運賃・料金)

第74条 小児の片道普通旅客運賃・定期旅客運賃または特別急行料金は、次条に規定する場合を除いて、大人の片道普通旅客運賃・定期旅客運賃または特別急行料金をそれぞれ折半し、10円未満のは数は切り上げて10円単位とした額(以下この方法を「は数計算」という。)とする。

(割引の旅客運賃・料金)

第74条の2 割引の旅客運賃・料金は、別に定める場合を除き大人の無割引の旅客運賃・料金または小児の無割引の旅客運賃・料金から割引額を差し引いて、は数計

算した額とする。

- 2 往復乗車または連続乗車する場合の割引の普通旅客運賃は、第90条の規定に準じ、各区間ごとに割引額を差し引いては数計算した額（割引の適用がない区間については、無割引の片道普通旅客運賃）を合計した額とする。

（臨時特殊割引）

第74条の3 第22条の2の規定により、割引の普通乗車券を発売する場合の普通旅客運賃の割引率は、その都度定める。

（旅客運賃・料金の概算収受）

第75条 車内において旅客運賃・料金を収受する場合は、旅客運賃・料金の概算額を収受することがある。

- 2 前項の規定によって収受した概算額は、前途の駅において旅客の申し出によって精算する。

（旅客運賃割引の重複適用の禁止）

第76条 旅客は、旅客運賃について2以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券について、重複して旅客運賃の割引を請求することができない。

第2節 普通旅客運賃

（大人片道普通旅客運賃）

第77条 京成本線、東成田線、押上線、金町線および千葉線の各駅相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、次に定める額とする。

3キロメートルまで 140円

3キロメートルをこえ5キロメートルまで 160円

5キロメートルをこえ10キロメートルまで 190円

10キロメートルをこえ15キロメートルまで 270円

15キロメートルをこえ20キロメートルまで 330円

20キロメートルをこえ25キロメートルまで 380円

25キロメートルをこえ30キロメートルまで 440円

30キロメートルをこえ35キロメートルまで 500円

35キロメートルをこえ40キロメートルまで 550円

40キロメートルをこえ45キロメートルまで 610円

45キロメートルをこえ50キロメートルまで 680円
50キロメートルをこえ55キロメートルまで 740円
55キロメートルをこえ60キロメートルまで 790円
60キロメートルをこえ65キロメートルまで 850円
65キロメートルをこえ70キロメートルまで 910円

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の1に該当する場合は、大人片道普通旅客運賃にそれぞれ次に定める運賃を加算する。

(1) 140円を加算する。

ア 京成成田駅と空港第2ビルまたは成田空港駅間を乗車する場合

イ 空港第2ビルまたは成田空港駅発着となる場合

(2) 70円を加算する。

ア 京成成田駅と東成田駅間または同区間と他の区間を乗車する場合

イ 東成田駅と空港第2ビルまたは成田空港駅間を乗車する場合

- 3 前項の規定にかかわらず、成田空港線の各駅に乗り継ぐ場合（空港第2ビルを乗換駅とする。）については、加算運賃を適用しない。

- 4 前各項の規定にかかわらず、特定区間の普通旅客運賃は次に定める額とする。

京成成田と成田空港間は 270円

京成成田と空港第2ビル間は 270円

空港第2ビルと成田空港間は 150円

京成幕張本郷と京成千葉間は 240円

京成幕張本郷と千葉中央間は 240円

八広と菅野間は 190円

八広と谷津間は 330円

八広とユーカリが丘間は 500円

- 5 千原線の各駅相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、次に定める額とする。

3キロメートルまで 190円

3キロメートルをこえ5キロメートルまで 260円

5キロメートルをこえ8キロメートルまでの部分

1キロメートルまでを増すごとに20円加算

8キロメートルをこえ9キロメートルまで 330円

9キロメートルをこえ11キロメートルまでの部分

1キロメートルまでを増すごとに20円加算

※別表第1号のとおり

- 6 松戸線の各駅相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、次に定める額とする。

5キロメートルまで 170円

5キロメートルをこえ9キロメートルまで 190円

9キロメートルをこえ13キロメートルまで 210円

13キロメートルをこえ17キロメートルまで 230円

17キロメートルをこえ22キロメートルまで 260円

22キロメートルをこえ27キロメートルまで 280円

- 7 京成電鉄線の各駅と成田空港線の各駅間を相互に乗り継いで乗車する場合の大人片道普通旅客運賃は、次の各号により算出するものとする。

- (1) 京成高砂を接続駅として、それぞれの大人片道普通旅客運賃を併算するものとする。

※別表第1号の2のとおり

- (2) 京成成田～空港第2ビル間（京成上野起点67.8キロ）を接続点として、それぞれの大人片道普通旅客運賃を併算するものとする。

※別表第1号の3のとおり

- (3) 新鎌ヶ谷駅を接続駅として、それぞれの大人片道普通旅客運賃を併算するものとする。

※別表第1号の4のとおり

（乗継運賃）

- 第 77条の2 前条の規定にかかわらず、谷津駅もしくは京成津田沼から京成千葉間の各駅と千原線の各駅との相互間を乗り継いで乗車する場合の大人片道普通旅客運賃は、次に定める額とする。

- (1) 谷津もしくは京成津田沼から新千葉間の各駅と千原線の各駅との相互間
千葉中央駅から谷津もしくは京成津田沼から新千葉間の各駅相互となる大人片道普通旅客運賃と千葉中央駅から千原線の各駅相互となる大人片道普通旅客運賃を併算した額から40円を差し引いた額とする。
- (2) 京成千葉駅と千葉寺もしくは大森台駅との相互間
千葉中央駅から京成千葉駅間の大人片道普通旅客運賃と千葉中央駅から

千原線のうち、千葉寺もしくは大森台駅との相互となる大人片道普通旅客運賃を併算した額から５０円を差し引いた額とする。

(３) 京成千葉駅と学園前からちはら台間の各駅との相互間

千葉中央駅から京成千葉駅間の大人片道普通旅客運賃と千葉中央駅から千原線のうち、学園前からちはら台間の各駅相互となる大人片道普通旅客運賃を併算した額から７０円を差し引いた額とする。

第 78 条 削 除

第 79 条 削 除

第 80 条 削 除

第 81 条 削 除

第 82 条 削 除

第 83 条 削 除

第 84 条 削 除

第 85 条 削 除

第 86 条 削 除

第 87 条 削 除

第 88 条 削 除

第 89 条 削 除

(往復普通旅客運賃)

第 90 条 往復普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を２倍した額とする。

第 91 条 削 除

第92条 削 除

(被救護者割引)

第93条 第30条の規定により被救護者またはその付添人に対して、割引普通乗車券を発売する場合は、その区間について普通旅客運賃の5割を割引する。

(乗継割引普通旅客運賃)

第93条の2 第32条の規定による乗継割引普通運賃は、次の各号のとおりとする。

(1) 大人乗継割引運賃

- イ 第32条第1号は、当社線の大人片道普通旅客運賃から10円を差し引いた額と、他社線の大人片道普通旅客運賃から10円を差し引いた額を併算した額とする。
- ロ 第32条第2号は、それぞれの社線の大人片道普通旅客運賃から10円を差し引いた額を併算した額とする。ただし、北総線にあっては京成高砂起点11Km以上に限り、20円を差し引いた額を併算した額とする。
- ハ 第32条の2は、本線または千葉線と松戸線の大人片道普通旅客運賃から10円を差し引いた額を併算した額とする。

(2) 小児乗継割引運賃

- イ 第32条第1号は、当社線の小児片道普通旅客運賃から5円を差し引いた額と、他社線の小児片道普通旅客運賃から5円を差し引いた額を併算した額とする。
- ロ 第32条第2号は、それぞれの社線の小児片道普通旅客運賃から5円を差し引いた額を併算した額とする。ただし、10円未満のは数計算は行わない。なお、北総線にあっては10円を差し引いた額を併算した額とする。
- ハ 第32条の2は、本線または千葉線と松戸線の小児片道普通旅客運賃から5円を差し引いた額を併算した額とする。

第94条 削 除

第3節 定期旅客運賃

(大人定期旅客運賃)

第95条 大人定期旅客運賃は、次のとおりとする。

(1) 大人通勤定期旅客運賃

- (2) 大人通学定期旅客運賃
- 2 前項の定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 京成本線、東成田線、押上線、金町線および千葉線の各駅相互発着別表第2号に定める額とする。
- (2) 前号のうち、空港第2ビル、成田空港および東成田駅との相互発着別表第2号の2および別表第2号の3に定める額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次に定める駅相互間の大人定期旅客運賃は特定の額とする。
- 4 第1項の定期旅客運賃のうち、千原線の各駅相互発着となる定期旅客運賃は、別表第2号の4に定める額とする。
- 5 第1項の定期旅客運賃のうち、松戸線の各駅相互発着となる定期旅客運賃は、別表第2号の5に定める額とする。
- 6 前各項の規定にかかわらず、第2項と第4項と第5項の各駅間を相互に乗り継いで乗車する場合の3か月および6か月の定期旅客運賃は、次の各号により算出した額とする。
- (1) 3か月定期旅客運賃
乗車する区間の1か月定期旅客運賃を3倍し、これを5分引きして、は数計算した額とする。
- (2) 6か月定期旅客運賃
乗車する区間の1か月定期旅客運賃を6倍し、これを1割引きして、は数計算した額とする。
- 7 京成電鉄線の各駅と成田空港線の各駅間を相互に乗り継いで乗車する場合の大人定期旅客運賃は、次の各号により算出するものとする。
- (1) 京成高砂を接続駅として、それぞれの定期旅客運賃を併算するものとする。
- (2) 京成成田～空港第2ビル間（京成上野起点67.8キロ）を接続点として、それぞれの定期旅客運賃を併算するものとする。
- (3) 新鎌ヶ谷駅を接続駅として、それぞれの大人定期旅客運賃を併算するものとする。
- 8 前項の規定にかかわらず、同区間における3か月および6か月の定期旅客運賃は、第5項各号を準用する。

第96条 削除

第 97 条 削 除

第 98 条 削 除

第 99 条 削 除

第 100 条 削 除

第 101 条 削 除

(は数となる日数を附加して一括発売する場合の定期旅客運賃)

第 102 条 第 37 条第 2 項の規定により発売する定期乗車券のは数となる日数に対する定期旅客運賃は、別に定める。

(乗継割引定期旅客運賃)

第 103 条 第 38 条の規定による乗継割引定期旅客運賃は、社線ごとの定期旅客運賃からそれぞれ 5 分引きし、は数計算した額を併算した額とする。ただし、東京メトロ各線は無割引きとする。

第 104 条 削 除

第 105 条 削 除

第 4 節 普通回数旅客運賃

(普通回数旅客運賃)

第 106 条 普通回数旅客運賃は、次のとおりとする。

- (1) 大人の普通回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を 10 倍した額とする。
- (2) 小児の普通回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃を 10 倍した額とする。

(通学用割引普通回数旅客運賃)

第 107 条 第 40 条の規定により通学用割引普通回数乗車券を発売する場合は、

次の各号に定めるところによって普通回数旅客運賃の割引を行う。

- (1) 第40条第1項第1号に規定する学生に対しては、大人普通回数旅客運賃について
2割引
- (2) 第40条第1項第2号に規定する生徒に対しては、大人普通回数旅客運賃について
5割引

第108条 削 除

第109条 削 除

第110条 削 除

第5節 団体旅客運賃

(団体旅客運賃)

第111条 第43条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところにより普通旅客運賃の割引を行う。

- (1) 学生団体
 - 26人以上 2割引
 - 100人以上 3割引
 - 300人以上 4割引
- (2) 普通団体
 - 25人以上 1割引
 - 100人以上 2割引
 - 300人以上 3割引
- (3) 訪日観光団体
 - 15人以上 1割引
 - 100人以上 2割引
 - 300人以上 3割引

2 前項によるほか、当該団体旅客に対しては、次の各号による世話人等については、旅客運賃を収受しない。

(1) 学生団体

50人まではうち1人、51人以上は50人までを増すごとに1人を加える。

(2) 普通団体

100人まではうち1人、101人以上は100人までを増すごとに1人を加える。

(3) 訪日観光団体

訪日観光団体旅客に同行する旅行業者（ガイドを含む。）に対しては、次により旅客運賃を収受しない。

25人以上100人まではうち1人、101人以上は100人までを増すごとに1人を加える。

(団体旅客運賃の計算方)

第112条 団体旅客運賃の計算方は、次のとおりとする。

(1) 大人の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人あたりの大人普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を人数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。

(2) 小児の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人あたりの小児普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を人数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。

(3) 大人と小児とが混乗する場合の団体旅客運賃は、大人、小児各別に前各号の規定によって算出した額を合計したものとする。

2 前項第1号および第2号の場合において、1人あたりの普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を計算する場合、区間によって適用する割引率を異にするときは、同一割引率を適用するものごとに割引額を差し引いて、は数計算し、これを合計した額による。

3 第1項第1号の場合において、その構成人員中に割引率を異にするものがあるときは、その割引率を異にする人員ごとに同号の規定を適用する。

第113条 削 除

第114条 削 除

(実際乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃・料金)

第115条 第48条第2項の規定による条件をもって運送の引受けをした団体旅客の実際乗車人員(第111条第2項に規定する無賃扱人員を含む。)が責任人員に満たない場合は、実際乗車人員と責任人員に対する不足人員(大人・小児別の不足人員)とによって団体が構成されているものとして、団体旅客運賃・料金を収受する。

- 2 前項の場合、次の各号の人員を、大人1人を小児2人に、また小児1人を大人0.5人にそれぞれ換算(換算人員の合計に1人未満のは数が生じた場合は、そのは数を切り捨てる。)して不足人員から差し引いて計算する。
 - (1) 大人および小児に責任人員がつけられている団体について、大人または小児の一方の人員が責任人員より減少し、他の一方が責任人員より超過したときは、その超過人員
 - (2) 大人だけに責任人員がつけられている団体について、大人が責任人員より減少し、小児が加わったときは、加わった小児の人員

第116条 削 除

(団体旅客運賃を計算する場合の営業キロ程の通算)

第117条 団体旅客運賃を計算する場合の営業キロ程の通算は、第68条の規定によるほか、次のとおりとする。

- (1) 旅客が、第51条の規定により不乗区間の旅客運賃を支払うときは、前後の区間およびその不乗区間の営業キロ程を通算する。
- (2) 途中において、貸切区間が介在する場合は、その前後の区間の営業キロ程を通算する。

- 2 普通乗車券について途中下車を禁止している区間内において、途中下車する団体旅客に対しては、当該下車駅をもって前後の営業キロ程を打切って、団体旅客運賃を計算する。

第118条 削 除

第6節 貸切旅客運賃

(貸切旅客運賃)

第119条 第52条の規定によって全車貸切・列車貸切とする場合は、その車両の定員（松戸線は140人）に相当する大人普通旅客運賃を収受する。

第120条 削 除

第121条 削 除

(貸切旅客運賃の最低額)

第122条 第119条の規定による場合の貸切旅客運賃の最低額は、その全貸切区間の旅客運賃が30キロメートル分（松戸線は10キロメートル）の旅客運賃に満たないときであっても、第119条の規定によって計算した30キロメートル分（松戸線は10キロメートル）の旅客運賃とする。

(貸切旅客の運賃収受定員超過の場合の旅客運賃)

第123条 貸切旅客の実際乗車人員が旅客運賃収受定員を超過する場合は、その超過人員に対して大人普通旅客運賃を収受する。その場合、大人普通旅客運賃の最低額については、前条の規定を準用する。

(貸切旅客運賃を計算する場合の営業キロ程の通算)

第124条 第117条の規定は、貸切旅客運賃の計算をする場合に準用する。

第7節 特別急行料金

(特別急行料金)

第125条 第57条の規定によって発売する特別急行券の大人・小児の料金は、別に定める場合を除いて、次のとおりとする。

(1) シティライナー

第57条の規定によって発売する特別急行券の大人・小児の料金は、別に定める場合を除いて、次のとおりとする。

(1) シティライナー

1乗車につき 大人 1,000円、小児 500円

(2) モーニングライナー・イブニングライナー

20キロメートルまで 250円

20キロメートルをこえ40キロメートルまで 450円

40キロメートルをこえ48キロメートルまで 500円

48キロメートルをこえ65キロメートルまで 600円

65キロメートルをこえ70キロメートルまで 950円

第126条 削 除

第127条 削 除

(団体旅客または貸切旅客に対する特別急行料金)

第128条 団体旅客または貸切旅客に対する特別急行料金は、その旅客の実際乗車人員に相当する特別急行料金（貸切旅客の場合は大人特別急行料金）とする。

第129条 削 除

第8節 削 除

第9節 削 除

第10節 削 除

第11節 その他の料金

(鉄道駅バリアフリー料金)

第140条 第77条第1項、第4項、第5項および第7項に規定する区間を乗車する場合、鉄道駅バリアフリー料金を収受する。

2 前項の規定にかかわらず、成田空港線および松戸線の各駅相互発着となる区間に適用する旅客運賃に対して当該鉄道駅バリアフリー料金は収受しない。

3 第1項に規定する鉄道駅バリアフリー料金は、次の各号に定める額とする。

(1) 大人片道普通旅客運賃に加算して収受する場合

1 乗車につき 10円

(2) 大人定期旅客運賃（通学定期旅客運賃を除く。）

1 か月 600円

3 か月 1,710円

6 か月 3,240円

第141条 削除

第142条 削除

(車両の留置料金)

第143条 客車貸切旅客の申し出によって、その車両を指定して同一駅に滞留させる場合で、その滞留時間が6時間をこえるとき、または旅客の下車駅と異なる他駅に回送する場合で、下車駅の到着時刻から再び乗車する駅の出発時刻までに6時間をこえるときは、その超過時間について、次の留置料金を収受する。
客車1両につき2時間までごとに 1,980円（松戸線は1,770円）

2 前項の規定による車両の留置料金を貸切乗車券の発売駅において収受する場合は、貸切乗車券によって、あわせて収受する。

第144条 削除

(貸切扱取消の場合の回送料)

第145条 貸切旅客に対して使用する客車を他駅から回送した後、申込者の都合によって、その申込みを取り消した場合は、その回送区間および返送区間の全キロ程について、次に定める車両回送料金を収受する。この場合、回送区間と返送区間のキロ程は、打ち客車1両1キロメートルにつき240円（松戸線は220円）

2 前項の規定による回送料は、保証金を収受したものにあつては、これを収受しない。

第146条 削除

第4章 乗車券類の効力

第1節 通 則

（乗車券類の使用条件）

第147条 乗車券類は、その券面表示事項に従って、1回に限り使用することができる。
この場合、乗車人員が記載されていない乗車券類は、1券片をもって1人に限るものとする。ただし、定期乗車券については、その使用回数を制限しない。

- 2 同一旅客が、同一区間に対して、有効な2枚以上の同種の乗車券類を所持する場合は、当該乗車については、その1枚のみを使用することができる。同一旅客が同一区間に対し有効な2枚以上の特別急行券を所持する場合についても同じとする。
- 3 乗車券類は、乗車以外の目的で乗降場に入出する場合には、使用することができない。

（乗車券類の効力の特例）

第148条 乗車券類は、次の各号に掲げる場合は、前条の規定にかかわらず、使用することができる。

- （1） 大人用の乗車券類を小児が使用して乗車する場合
- （2） 乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から乗車する場合

（券面表示事項が不明または不備の乗車券類）

第149条 乗車券類は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。

- 2 前項の規定により使用できない乗車券類を所持する旅客は、これを駅（定期乗車券にあっては、当社が指定する駅）に差し出して、書替を請求することができる。
- 3 前項の規定により旅客から書替の請求があった場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ、その不明事項が判別できるときに限って、当該乗車券類と引換えに再交付の取扱いをする。
- 4 前各項の規定は、券面表示事項または様式の整っていない乗車券類について、準用する。

(不乗区間に対する取扱い)

第150条 旅客は、第148条の規定により乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から旅行を開始し、または同区間内の途中駅で下車した後に前途の駅から乗車した場合の不乗区間については、乗車の請求をすることができない。

(有効期間の起算日)

第151条 乗車券類の有効期間は、有効期間の開始日を特に指定して発売したものを除き、当該乗車券類を発行した当日から起算する。

(小児用乗車券類の効力の特例)

第152条 小児用の乗車券類（定期乗車券および普通回数乗車券を除く。）は、その有効期間中に、使用旅客の年令が12才に達した場合であっても、第147条の規定にかかわらず、これを使用することができる。

(乗車券類不正使用未遂の場合の取扱い)

第153条 旅客が、当該乗車について効力のない乗車券類を使用しようとした場合は、これを無効として回収する。ただし、他の乗車について使用できるものであって、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合はこの限りでない。

第2節 乗車券の効力

(有効期間)

第154条 乗車券の有効期間は、別に定める場合のほか、次の各号による。

(1) 普通乗車券

イ 片道乗車券 1日とする。

ロ 往復乗車券 片道乗車券の有効期間の2倍とする。

(2) 定期乗車券

1か月・3か月または6か月とする。

(3) 普通回数乗車券

3か月とする。ただし、第40条第1項第2号に規定する生徒に対して発売する通学用割引普通回数乗車券については、6か月とする。

(4) 団体乗車券 その都度定める。

(5) 貸切乗車券

(継続乗車)

第155条 入場後に有効期間を経過した当該使用乗車券は、途中下車しないでそのまま旅行を継続する場合に限って、その券面に表示された着駅までは、第147条の規定にかかわらず、これを使用することができる。

(途中下車の禁止)

第156条 旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券（定期乗車券を除く。）によって、その券面に表示された発着区間内の着駅以外の駅に下車して出場した後、再び列車に乗り継いで旅行することができない。ただし、別に定める場合はこの限りでない。

第157条 削 除

第158条 削 除

第159条 削 除

第160条 削 除

第161条 削 除

(乗換時間の制限)

第162条 普通乗車券または普通回数乗車券を所持する旅客は、乗換駅において、乗換時間が60分をこえる場合は、当該乗換駅での乗換えはできない。

(割引普通回数乗車券の効力)

第163条 旅客運賃割引証によって購入した割引普通回数乗車券は、使用資格者が使用する場合に限って有効とする。

第163条の2 削 除

(改氏名の場合の定期乗車券の書替)

第164条 定期乗車券の使用者は、氏名を改めた場合は、これを当社の指定した駅に差し出して、その氏名の書替を請求しなければならない。

- 2 前項の書替を請求する場合、定期乗車券の使用者は、別に定める申込書を提出するほか、公的証明書等を呈示し、記名人本人であることを証明しなければならない。

(乗車券が前途無効となる場合)

第165条 乗車券(往復乗車券または普通回数乗車券については、その使用する券片)は、次の各号の1に該当する場合は、その後の乗車については無効として回収する。

- (1) 旅客が途中下車できない駅に下車したとき。
- (2) 旅客が第312条の取扱いを受けたとき。
- (3) 伝染病予防法第18条の規定によって途中で下車させられたときまたは鉄道営業法(明治33年法律第65号)第42条の規定によって車外に退去させられたとき。

第166条 削 除

(定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合)

第167条 定期乗車券以外の乗車券は、次の各号の1に該当する場合は、その全券片を無効として回収する。

- (1) 旅客運賃割引証と引換に購入した割引の乗車券を、割引証の記名人以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき。
- (3) 第25条第1項の規定により無効となる旅客運賃割引証で購入した乗車券を使用したとき。
- (4) 身分または資格を偽って発行された各種割引証または証明書で購入した乗車券を使用したとき。
- (5) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用したとき。
- (6) 区間の連続していない2枚以上の普通乗車券もしくは普通回数乗車券または普通乗車券と普通回数乗車券とを使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (7) 旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。
- (8) 身分証明書等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客が、これを携帯していないと

き。

(9) 有効期間を経過した乗車券を使用したとき。ただし、第155条に規定する場合を除く。

(10) 係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。

(11) 大人が小児用の乗車券を使用したとき。ただし、第152条に規定する場合を除く。

(12) 乗車する列車等を指定した乗車券で、指定以外の列車等に乗車したとき。

(13) 乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき。

(14) その他乗車券を不正乗車の手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造（擬装を含む。以下同じ。）した乗車券を使用して、乗車した場合に準用する。

（定期乗車券が無効となる場合）

第168条 定期乗車券は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

(1) 定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき。

(2) 券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき。

(3) 使用資格・氏名・年令・区間または通学の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき。

(4) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用したとき。

(5) 区間の連続していない2枚以上の定期乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。

(6) 定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券または普通回数乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。

(7) 通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき。

(8) 有効期間開始前の定期乗車券をその期間開始前に使用したとき。

(9) 有効期間満了後の定期乗車券をその期間満了後に使用したとき。

(10) 通学定期乗車券を使用する旅客が、第170条の規定による身分証明書を携帯していないとき。

(11) 係員の承諾を得ないで、定期乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。

(12) その他定期乗車券を不正乗車の手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

第169条 削 除

(通学定期乗車券の効力)
第170条 通学定期乗車券は、その通学する指定学校の代表者の発行した次の様式による身分証明書を携帯する場合に限って有効とする。

(1) 一般用

表

証明書

No. _____

下記の者は、当校 所属 部(科)

の学生(生徒) 学年第 学年(年度生)

であることを証明する。氏名 ()

生年月日 年 月 日生

住所

年 月 日発行

発行者

所在地

学校名

代表者

氏 名

代表者

職 印

写真

捺印

裏

(注 意)

(1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車する場合に、必ず携帯し、係員の請求があるときは、いつでも呈示しなければならない。

(2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。

(3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。

(4) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。

(2) 通学定期乗車券購入兼用

表

証明書

No. _____

下記の者は、当校 所属 部(科)

の学生(生徒) 学年第 学年(年度生)

であることを証明する。氏名 ()

生年月日 年 月 日生

住所

年 月 日発行

発行者

所在地

学校名

代表者

氏 名

代表者

職 印

写真

捺印

通学定期乗車券発行簿

年 月 日まで有効 通学区画 区

発行年月日	有効期間	発行駅	記 事
	年月		
	年月		
	年月		
	年月		
	年月		
	年月		
	年月		
	年月		
	年月		

裏

通学定期乗車券発行簿			
発行年月日	有効期限	発行駅	記 事
	年月		
	年月		
	年月		
	年月		
	年月		
	年月		
	年月		

〔注 意〕

(1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生定期
引乗車券によって乗車する場合には、必ず携
帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈
示しなければならない。

(2) 通学定期乗車券を購入するときは、定期乗車
券購入券(5番)に必要事項を記入して、この証明
書とともにさし出さなければならない。

(3) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡する
ことはできない。

(4) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行
者に届け出なければならない。

(5) この証明書は、新たな証明書の交付を受け
たとき又は卒業・退学等によって学効を失ったと
きは、直ちに、発行者に返さなければならない。

備考

- (1) 内には、学校種別または指定番号を表示する。
 - (2) この証明書に用いる写真は、証明書発行前 6 か月以内に撮影した縦
3 cm横 3 cmの正面上半身のものとする。
 - (2) この証明書にはりつける写真は、証明書発行の日から 1 か月間に
限り、省略することができる。
 - (4) 中学校第 3 学年以下の生徒・児童および幼児の身分証明書は、写真
を省略したものとするができる。
 - (5) 必要により、通学定期乗車券購入兼用の身分証明書にあっては、様
式の上部余白に指定発売駅を表示する。
- 2 指定学校において、その代表者が発行した身分証明書または学生証で、前項に
規定する様式に準ずるものは、同項の身分証明書に代用することができる。

(被救護者用割引乗車券の効力)

- 第 1 7 1 条 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した普通乗車券は、当該割引証に
記入されている被救護者または付添人が、当該施設の代表者の発行した次の
様式による旅行証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

表	裏
旅行証明書 No. _____ 下記の者は、当該指定番号の被救護者で下記区間を旅行することを証明する。 氏 名 _____ [イ 才] 付添人氏名 _____ [イ 才] 乗車区間 _____ 駅から () _____ 駅まで _____ 年 _____ 月 _____ 日 発行 発 行 者 _____ 所 在 地 _____ 施 設 名 _____ 施設代表者氏名 _____ 代表者 鑑 印	（注 意） (1) この証明書は、被救護者（付添人）用所引普通乗車券によって乗車する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも提示しなければならない。 (2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。 (3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届けなければならない。 (4) この証明書は、旅行を終了したとき又は有効期間を経過したときは、直ちに、発行者に返さなければならない。 (5) この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。

備考

- (1) 内には、指定番号を表示する。
- (2) 乗車船区間欄末尾のかっこ内には、片道・往復または付添人だけ往復の別を表示する。
- 2 前項の旅行証明書の有効期間は、発行の日から1か月間とする。
- 3 第1項の割引証を使用して購入した付添人用普通乗車券（付添人だけ往復として購入した往復乗車券の復片を除く。）は、付添人が被救護者と同行する場合に限って使用することができる。

第3節 特別急行券の効力

（特別急行券の効力）

第172条 乗車する列車を指定した特別急行券を所持する旅客は、その券面に指定された特別急行列車に限って乗車することができる。

第173条 削 除

（特別急行券が無効となる場合）

第174条 特別急行券は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 券面表示事項が不明となった特別急行券を使用したとき。
- (2) 指定以外の特別急行列車に使用したとき。
- (3) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用したとき。
- (4) 有効期間を経過した特別急行券を使用したとき。
- (5) 使用を開始した特別急行券を他人から譲り受けて使用したとき。
- (6) 大人が小児用特別急行券を使用したとき。

(7) その他特別急行券を不正乗車の手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造した特別急行券を使用して特別急行列車に乗車した場合に準用する。

第4節 削 除

第5節 削 除

第6節 削 除

第5章 乗車券類の様式

第1節 通 則

(乗車券類の表示事項)

第183条 乗車券類の表面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃・料金額
- (2) 有効区間
- (3) 有効期間
- (4) 発売日付
- (5) 発売箇所名

2 次の各号に掲げる乗車券類にあつては、前項に規定する表示事項の一部を省略することがある。

- (1) 臨時に発売する乗車券類
- (2) その他特殊の乗車券類

(この章に規定する乗車券類の様式の変更または補足等)

第184条 この章において規定する乗車券類の様式は印刷上の形式であつて、それぞれの乗車券類は、相当の事項を印刷するとともに発売する際に、不足する事項または印刷する事項を記入式とした事項等については、印章を押し、記載し、切断し、または入鋏する等の方法によって補うものとする。

2 乗車券類の様式は必要によって次の各号に定めるところにより、変更することがある。

- (1) 前条第1項に規定する表示事項
 - イ 表示事項の一部の裏面表示

- ロ 表示事項の配列の変更
- (2) 前号以外の様式
 - イ 乗車券類の寸法の変更
 - ロ 表示事項の表示箇所、配列または表示方法の変更
 - ハ 表示事項の一部省略または追加
- 3 乗車券類の様式で大人・小児等に共用できる様式のものであっても専用の様式のものを使用することがある。
- 4 小児用等の乗車券類は次の記号を関係券片の表面に影文字等をもって印刷する。
 - (1) 小児用の乗車券類 「小」
 - (2) 学生用の乗車券 「学」
- 5 普通乗車券と特別急行券とは、それぞれ1葉のものとすることがある。

第185条 削 除

(字模様の印刷)

第186条 この章に規定する乗車券類には、表面に字模様を印刷する。



(乗車券類の駅名等の表示方)

第187条 乗車券類の駅名および旅客運賃・料金の表示方は、次のとおりとする。

- (1) 乗車券の発駅名および着駅名は、旅客運賃の計算方に従って表示する。
ただし、団体乗車券および貸切乗車券の乗車区間については、乗車する列車等の発駅名および着駅名を表示する。
- (2) 普通乗車券にあつては、発駅名および着駅名を略図をもって表示することがある。
- (3) 普通乗車券にあつては、着駅名を「何円区間」の例により金額で表示することがある。
- (4) 旅客運賃が同額地帯のため、2駅以上を共通の着駅とした場合の乗車券の着駅名の表示は、その同額地帯の最遠駅を表示することがある。

(旅客運賃・料金の割引等に対する表示)

第188条 旅客運賃・料金の割引等を行う乗車券類には、その証として、関係券片の表面（第7号および第9号に規定する記号等については裏面）に、ゴム印の押なつ等により、次の各号に定める記号等の表示を行う。ただし、特に設備する乗車券類および第8号に規定する記号については、これと異なる表示方をし、またこの表示を省略することがある。

（1）旅客運賃を割引するもの

イ 第93条の規定による被救護者割引

（イ） 被救護者用

被
31

（ロ） 付添人用

添
33

ロ 当社線とＪＲ線との割引率が異なるものまたはそのいずれか一方に割引の適用がないもの

鉄 社 割 割

または

鉄 割

ハ イ、ロ以外のもの

鉄 割

（2）大人用または大人・小児用の乗車券を小児用とするもの

イ 大人用の乗車券を小児用に代用するもの

小

ロ 乗車券類発売機用の大人・小児用の乗車券を小児用とするもの

小または

小

（3）旅客運賃・料金を後払とするもの

後 払

（4）再交付するもの

再

- (5) 期間満了前の定期乗車券を回収して、期間の継続する新たな定期乗車券をその有効期間の開始日前から有効とさせるもの

継	続
---	---

- (6) 有効期間の開始日を発売日後の日とするもの
「 月 日から有効」ただし、表面に表示しがたいときは裏面に表示し、表面に「**前**」と表示する。

- (7) 使用資格者であることの証明書類の携帯を必要とするもの

身 社	証 割
--------	--------

- (8) 片道乗車券2枚を発行し、往復乗車券に代用するもの

ゆ き
有効期間は片道の2倍です

か え り
有効期間は片道の2倍です

または

往 復
有効期間は片道の2倍です

- (9) 第57条第2項の規定により発売する特別急行券に対するもの

遅 延 特 約 列車の遅延による特別急行料金の 払いもどしはいたしません。

- (10) 乗車券類発売機で発売する乗車券で入鋏を省略するもの

入 鋏 省 略

または

入 鋏 省 略

- (11) 第40条の規定により発売する通学用割引普通回数乗車券に対するもの

放 学	または	学
-----	-----	---

- 2 常備式の乗車券類に前項第1号に規定する記号を表示して発売する場合は、当該乗車券類に表示されている旅客運賃・料金を訂正しない。

第2節 乗車券の様式

第1款 普通乗車券の様式

(常備片道乗車券の様式)

第189条 常備片道乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

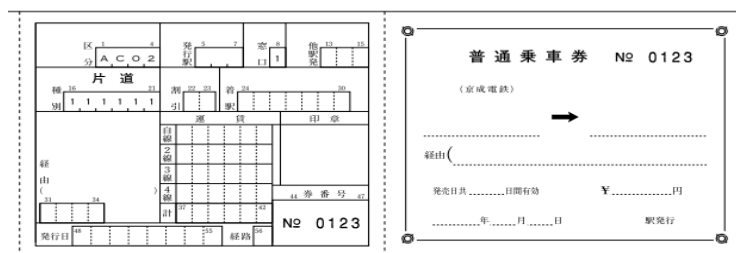


備考 裏面には磁気塗膜を附加する。

第190条 削除

(補充片道乗車券の様式)

第191条 補充片道乗車券の様式は、次のとおりとする。



「松戸線用」

第192条 削除

第193条 削 除

第194条 削 除

(補充往復乗車券の様式)

第195条 補充往復乗車券の様式は、次のとおりとする。

区 1 4 分 A C O 2 往 復 種 1 1 1 3 1 1 引 21 22 23 24 25 26 経 由 () 27 28 29 30 31 32 発行日 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 N2 0123										甲 かえり N2 0123 ____から (京成電鉄) ____まで 経 由 () 発売日共 _____ 日間有効 ¥ _____ 円 ____年 ____月 ____日										ゆ き N2 0123 (京成電鉄) ____から ____まで 経 由 () 発売日共 _____ 日間有効 ____年 ____月 ____日									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

区 1 4 分 A C O 2 往 復 種 1 1 1 3 1 1 引 21 22 23 24 25 26 経 由 () 27 28 29 30 31 32 発行日 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 N2 0123										甲 かえり N2 0123 ____から (京成電鉄) ____まで 経 由 () 発売日共 _____ 日間有効 ¥ _____ 円 ____年 ____月 ____日										ゆ き N2 0123 (京成電鉄) ____から ____まで 経 由 () 発売日共 _____ 日間有効 ____年 ____月 ____日									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「松戸線用」

第196条 削 除

第197条 削 除

第198条 削 除

第2款 定期乗車券の様式

(常備定期乗車券の様式)

第199条 常備定期乗車券の様式は、次のとおりとする。

表



裏



第200条 削 除

(補充定期乗車券の様式)

第201条 補充定期乗車券の様式は、次のとおりとする。

大人用・小児用

(京成電鉄) 通学定期 通勤定期 経由 () 年 月 日 まで 年 月 日 まで 円 角 才 年 月 日 駅発行		1:3:6 区 1 4 分 A C O 2 種 16 21 別 22 23 着 24 30 駅 31 34 経 () 日数 由 35 36 発行日 48 経路 56 学・勤 印章 券番号 47 No 0123
(京成電鉄) 通学定期 通勤定期 経由 () 年 月 日 まで 年 月 日 まで 円 角 才 年 月 日 駅発行		1:3:6 区 1 4 分 A C O 2 種 16 21 別 22 23 着 24 30 駅 31 34 経 () 日数 由 35 36 発行日 48 経路 56 勤 1 印章 券番号 47 No 0123

「松戸線用」

第 2 0 2 条 削 除

第 3 款 普通回数乗車券の様式

第 2 0 3 条 削 除

(補充回数乗車券の様式)

第 2 0 4 条 補充回数乗車券の様式は、次のとおりとする。

大人用・小児用

「松戸線用」←

区 分 1 2 A C O Z	発行駅 1 2 3 	窓口 1
回数		
他駅発 11 12 13 	種 別 1 2 1 4 6 1	割引 11 12
券 名 11 12 	運 賃 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 	
番 番 号 N2 0123		
発行日 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 		駅路 11 12
		印 章

(京成電鉄)
N2 0123

普通回数券

____ 年 ____ 月 ____ 日まで有効

¥ _____

____ 年 ____ 月 ____ 日

____ 駅発行

- 1 券片ずつ切り離して使用できます。
- 途中駅で下車したときは、前達は無効です。
- 券面表示区間外を乗車されたときは、別にその区間の普通旅客運賃をいただきます。

↔

下車前達無効
(11回)

↔

____ 年 ____ 月 ____ 日まで有効

下車前達無効
(10)

↔

____ 年 ____ 月 ____ 日まで有効

下車前達無効
(9)

氏名 A C O 2

年齢 性別 国籍

住所 電話番号

職業

学歴

家族構成

N2 0123

居住区画番号

自治体

市町村

(印) 普通回数券 N2-0123

年 月 日まで有効

〒

年 月 日

発行所

・1冊仕舞う切符として利用できます。

・途中駅で下車したときは、乗車は無料です。

・市面表示区域外を乗車されたときは、別にその区域の普通回数券をお買いいただきます。

→ →

下車後は無効 (1回)

→ →

年 月 日まで有効

下車後は無効 (9)

→ →

年 月 日まで有効

下車後は無効 (9)

→ →

年 月 日まで有効

下車後は無効 (9)

第205条 削除

第206条 削除

第207条 削除

第4款 団体乗車券の様式

(団体乗車券の様式)

第208条 団体乗車券の様式は、次のとおりとする。

(補充式のもの)

表

15cm

24.3cm

18cm

裏

2.5cm

18cm

(機械発券のもの)

表

21cm

14.8cm

裏

2.5cm

18cm

第5款 貸切乗車券の様式

(貸切乗車券の様式)

第209条 貸切乗車券の様式は、前条に規定する団体乗車券の様式の団体の文字を貸切と訂正したものとする。

第210条 削 除

第3節 特別急行券の様式

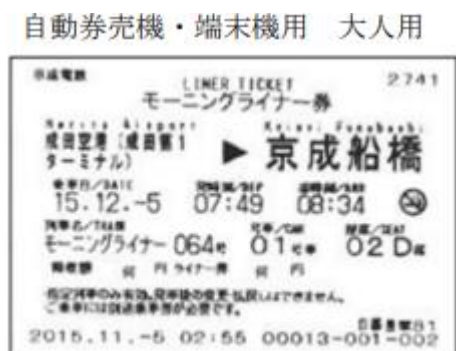
(常備特別急行券の様式)

第211条 特別急行券の様式は、次のとおりとする。

(1) シティライナー券

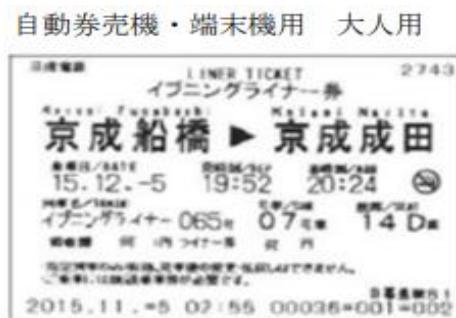


(2) モーニングライナー券



備考 裏面には磁気塗膜を附加する。

(3) イブニングライナー券



備考 裏面には磁気塗膜を附加する。

(1) 補充ライナー券 大人用

(小兒用)

[illegible]

(1) シティライナー券 大人用・小児用

(2) モーニングライナー券・イブニングライナー券 大人用・小児用

第4節 削除

第226条 削 除

第227条 削 除

第6章 乗車券類の改札および引渡し

第1節 通 則

（乗車券類の改札）

第228条 乗車の目的で乗降場に入場し、または乗降場から出場しようとする者は、所定の乗車券類を所持して、係員の改札（自動改札機による改札を含む。以下、乗車券類の改札および引渡しについて同じ。）を受け、定められた場所から入出場しなければならない。

- 2 前項の規定によるほか、旅客は、係員の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券類の改札を受けなければならない。当該乗車券類の使用が身分証明書等の携帯を必要とするものであるときの身分証明書等についてもまた同じ。

（乗車券類の引渡し）

第229条 旅客は、その所持する乗車券類が効力を失い、もしくは不要となった場合またはその乗車券類を使用する資格を失った場合は、当該乗車券類を係員に引き渡すものとする。

第2節 乗車券の改札および引渡し

（普通乗車券の改札および引渡し）

第230条 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に呈示して入鋏等（入鋏省略の表示のあるものを除く。）を受け、改札を受けるものとする。

- 2 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に引き渡すものとする。

(定期乗車券の改札および引渡し)

第231条 定期乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際および旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に呈示してその改札を受けるものとする。

2 定期乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の有効期間が満了した際に、直ちに、これを係員に引き渡すものとする。

(普通回数乗車券の改札および引渡し)

第232条 普通回数乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に呈示して入鋏等を受け、旅行を終了した際に、これを係員に引き渡すものとする。

(団体乗車券および貸切乗車券の改札および引渡し)

第233条 団体乗車券または貸切乗車券を使用する旅客の引率者は、旅行を開始する際および途中下車する際に、当該乗車券を係員に呈示してその改札を受けるものとする。

2 前項の引率者は、団体旅客または貸切旅客が券面に表示された発着区間の旅行を終了した際に、その所持する乗車券を係員に引き渡すものとする。

第3節 特別急行券の改札および引渡し

(特別急行券の改札および引渡し)

第234条 特別急行券を使用する旅客は、特別急行列車に乗車する際に、その使用する特別急行券を係員に呈示して入鋏または改札を受け、また、下車した際に、使用済みの特別急行券を係員に引き渡すものとする。

第4節 削 除

第5節 削 除

第6節 削 除

第7章 乗車変更等の取扱い

第1節 通 則

(乗車変更等の取扱箇所)

第237条 乗車変更その他この章に規定する取扱いは、駅または車内において行う。
ただし、旅客運賃・料金の払いもどしは、旅行中止駅等所定の駅に限って
取扱う。

- 2 前項の規定にかかわらず、駅員無配置駅（遠隔監視システム導入駅含む）における乗車
変更等の取扱いは、その隣接の駅員配置駅において取扱う。
- 3 定期乗車券の払いもどしについては、当社の指定した駅で取扱うものとする。

(手数料の収受)

第237条の2 第18条に規定する乗車券類のうち2種類以上の乗車券類を1葉とした
乗車券類について払いもどし、その他の取扱いをする場合で手数料を収
受するときには、別に定める場合を除き、普通乗車券、特別急行券を各別
のものとして手数料を収受する。

(払いもどし請求権行使の期限)

第238条 旅客は、旅客運賃・料金について払いもどしの請求をすることができる場合で
あっても、当該乗車券類が発行の日の翌日から起算して1か年を経過したと
きは、これを請求することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第282条、第282条の2、第284条、第285条、第
287条、第288条の規定により旅客運賃・料金について払いもどしの請求をする場
合は、払いもどしの事由が発生した日の翌日から起算して1か年を経過するまでの間
はこれを請求することができる。

第239条 削 除

(乗車変更をした乗車券類について旅客運賃・料金の収受または払いもどしをする
場合の既収額)

第240条 乗車変更の取扱いをした乗車券類について、旅客運賃・料金の収受または払い
もどしをする場合は、旅客が現に所持する乗車券類を発駅で購入した場合の

旅客運賃・料金額を収受しているものとして収受または払いもどしの計算をする。ただし、払いもどしの場合は、旅客の実際に支払った旅客運賃・料金の額を限度として取扱う。

第2節 乗車変更等の取扱い

第1款 通 則

(乗車変更の種類)

第241条 旅客が、その所持する乗車券類に表示された運送条件と異なる条件の乗車を必要とする場合に当社が取扱う変更(この変更を「乗車変更」という。)の種類は乗車変更の申し出の時期に応じて次の各号のとおりとする。

- (1) 当該乗車券類による旅行開始前または、使用開始前に申し出があった場合
乗車券類変更
- (2) 当該乗車券類による旅行開始後または、使用開始後に申し出があった場合

- イ 区間変更
- ロ 特別急行券変更
- ハ 団体乗車券変更

(乗車変更の取扱範囲)

第242条 乗車変更の取扱いは、その変更の開始される駅の属する券片に限って取扱う。

- 2 前項の場合で区間変更の取扱いをするときで非変更区間と変更区間とを通じた経路が、それぞれ一部もしくは全部が復乗となるときは、乗車変更の取扱いをしない。ただし、折返し乗車となる駅までの区間に対しては、乗車変更の取扱いをすることができる。

(割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限)

第243条 区間等に制限のある種類の割引乗車券または普通回数乗車券を所持する旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。

(特別急行券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限等)

第244条 特別急行券のうち、シティライナー券・モーニングライナー券・イブニングライナー券を所持する旅客が乗車変更をする場合は、変更しようとする列車に相

当の座席の余裕がある場合に限って取扱う。

- 2 第64条の規定によって関連発売をした乗車券類を所持する旅客が、これらの一部の乗車券類について乗車変更の取扱いを請求する場合は、関連発売をした乗車券類の全部を呈示し、当該乗車券類以外の乗車券類についても必要な乗車変更の取扱いを同時に請求しなければならない。
- 3 乗車列車等を指定した団体乗車券を所持する旅客は、別に定める場合を除き、乗車列車等が変更となる乗車変更の取扱いを請求することができない。

(継続乗車中の旅客に対する乗車変更の禁止)

第245条 有効期間を経過した乗車券を使用して継続乗車中の旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。

(乗車変更の取扱いをした場合の乗車券の有効期間)

第246条 乗車変更の取扱いをした場合に交付する乗車券の有効期間は、原乗車券の有効期間から既に経過した日数(取扱いの当日は含まない。)を差し引いた残余の日数とする。ただし、乗車券類変更の取扱いをする場合は、第154条に規定する日数とする。

(別途乗車)

第247条 旅客が、乗車変更の請求をした場合において、その所持する乗車券が、乗車変更の取扱いについて制限のあるものであるとき、または旅客運賃計算の打ち切り等によって旅客の希望するおりの変更の取扱いができないものであるときは、その取扱いをしない区間について、別途乗車として、その区間に対する相当の旅客運賃を収受して取扱う。

- 2 旅客が、乗車券に表示された発着区間内の未使用区間の駅を発駅として、当該駅から分岐する他の区間を別途に乗車する場合または、当該駅から折返して原乗車券の発着区間内に乗車する場合は、前項の規定に準じて取扱う。

第2款 旅行開始前または使用開始前の乗車変更の取扱い

(乗車券類変更)

第248条 普通乗車券または、特別急行券を所持する旅客は、旅行開始前または使用開始前に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、当該乗車券類から同種類

の他の乗車券類に変更（この変更を「乗車券類変更」という。）をすることができる。ただし、当該特別急行券に表示された列車等が変更となる場合については、1回に限り取扱うものとする。

- 2 乗車券類変更の取扱いをする場合は、原乗車券類に対する既に収受した旅客運賃および料金と、変更する乗車券類に対する旅客運賃および料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。この場合、原乗車券が割引のものであって、その割引が実際に乗車する区間に対しても適用のあるものであるときは、実際の乗車する区間に対する旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の旅客運賃によって計算する。

第3款 旅行開始後または使用開始後の乗車変更の取扱い (区間変更)

第249条 普通乗車券を所持する旅客は、旅行開始後または使用開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、当該乗車券に表示された着駅について、次の各号に定める変更（この変更を「区間変更」という。）をすることができる。

- (1) 着駅を、当該着駅をこえた駅への変更
- (2) 着駅を、当該着駅と異なる方向の駅への変更
- (3) 経路を、当該経路と異なる経路への変更

- 2 前項の取扱いをする場合は、原乗車券の区間に対する既に収受した旅客運賃と、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。この場合、原乗車券が割引普通乗車券であって、その割引が実際に乗車する区間に対しても適用のあるものであるときは、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。

第250条 削除

第251条 削除

(特別急行券変更)

第252条 特別急行券のうち、シティライナー券を所持する旅客は、使用開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限って、着駅を当該着駅をこえた駅への変更をすることができる。ただし、列車が変更とならない場合に限り取扱う。

- 2 前項の取扱いをする場合は、原シティライナー券の区間に対する既に収受した料金と、実際の乗車区間に対する料金とを比較し、不足額を収受する。

(団体乗車券変更)

第253条 団体乗車券を所持する旅客は、使用開始後にあらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け区間変更または乗車列車等の変更をすることができる。ただし、これらの変更は輸送上の支障がなく、かつ、特別急行券の変更が伴わないときに限って取扱う。

2 団体乗車券変更の取扱いをする場合は、旅客運賃収受人員または、変更人員に対して次の各号に定めるところにより計算した旅客運賃を収受する。この場合、旅客運賃については、無割引の普通旅客運賃によって計算する。

(1) 区間変更の取扱いをする場合の旅客運賃の計算方は、変更区間に対する普通旅客運賃を収受する。

(2) 乗車区間を変更しないで列車が変更となる場合は、旅客運賃を収受しない。

第4款 削 除

第5款 削 除

第6款 削 除

第7款 削 除

第3節 旅客の特殊取扱い

第1款 通 則

(旅客運賃の払いもどしに伴う割引証等の返還)

第261条 旅客は、割引証等を提出して購入した乗車券類について払いもどしの取扱いをうけた場合は、既に提出した割引証等の返還を請求することができない。

(乗車変更等の手数料の払いもどし)

第262条 旅客は、当社が乗車変更等の際に収受した手数料は、払いもどしを請求することができない。

(旅客運賃・料金の払いもどしをしない場合)

第263条 旅客は、第148条の規定により小児が大人用の乗車券類を使用して乗車した場合の旅客運賃・料金の差額については払いもどしを請求することができない。

第2款 乗車券類の無札および無効

(乗車券の無札および不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第264条 旅客が、次の各号の1に該当する場合は、当該旅客の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせ収受する。

- (1) 係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき。
- (2) 別に定める場合を除いて、乗車券に入鋏等を受けないで乗車したとき。
- (3) 第167条の規定によって無効となる乗車券（偽造の乗車券を含む。）で乗車したとき。
- (4) 乗車券改札の際にその呈示を拒み、またはその取集めの際に引渡しをしないとき。

2 前項の場合、旅客が第167条第1項第6号の規定により無効となる2以上の普通乗車券または普通回数乗車券で乗車したときは、当該各乗車券の券面に表示された区間と区間外とを通じた区間を乗車したものとして計算した前項の規定による旅客運賃および増運賃を、当該旅客から収受する。

3 団体旅客が、その乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は、第4項に該当するときを除き、その全乗車人員について計算した第1項の規定による旅客運賃および増運賃を、その団体申込者から収受する。

4 団体旅客が、乗車券面に表示された人員を超過して乗車し、または小児の人員として大人を乗車させたときは、第167条の規定にかかわらず、その超過人員または大人だけを、その団体申込者から第1項本文の規定による旅客運賃および増運賃を収受する。

(定期乗車券等不正使用旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第265条 第168条第1項の規定により定期乗車券を無効として回収した場合（同条

第2項において準用する場合を含む。)は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受する。

- (1) 第168条第1項第1号から第5号までの1に該当する場合は、その定期乗車券の効力が発生した日(第5号に該当する場合で効力の発生した日が異なるときは、発見日に近い日)から、同項第7号に該当する場合はその使用資格を失った日から、同項第8号に該当する場合はその発売の日から、同項第9号に該当する場合はその有効期間満了の日の翌日からそれぞれの無効の事実を発見した当日まで、その定期乗車券を使用して券面に表示された区間(同項第5号の場合においては、各定期乗車券の券面に表示された区間と区間外とをあわせた区間)を、毎日1往復(または2回)ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃
- (2) 第168条第1項第6号に該当する場合であって、普通回数乗車券を使用したときは、定期乗車券および普通回数乗車券の券面に表示された区間と、その区間外とを通じた区間を、当該各券片に対して往復乗車したものとして計算した普通旅客運賃
- (3) 第168条第1項第6号に該当する場合であって普通乗車券を使用したときおよび同項第10号から第12号までの1に該当する場合は、その乗車した区間に対する普通旅客運賃

(乗車駅等が不明の場合の旅客運賃・増運賃等の計算方)

第266条 第264条の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、当該旅客の乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅(接続列車のある場合で、その接続列車に乗車したことが明らかなきときは、その接続列車の出発駅)から、乗車したものとみなして同条の規定を適用する。

(特別急行券の無札および不正使用の旅客に対する特別急行料金・増料金等の収受)

第267条 第264および第266条の規定は、特別急行券に準用する。

第3款 乗車券類の紛失

(乗車券類紛失の場合の取扱方)

第268条 旅客が、旅行開始後、乗車券類を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができないときは、既に乗車した区間については、第26

4条・第266条または前条の規定による旅客運賃・料金および増運賃・増料金を、前途の乗車区間については、普通旅客運賃・料金を収受し、また、係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に対する普通旅客運賃・料金を収受して、増運賃および増料金は収受しない。

- 2 前項の場合、旅客は、旅行終了駅において、再収受証明書の交付を請求することができる。ただし、定期乗車券または普通回数乗車券を使用する旅客は、この限りでない。
- 3 第1項後段および前項の規定は、旅客が旅行開始前に、乗車券類（定期乗車券および普通回数乗車券を除く。）を紛失した場合に準用する。

（再収受した旅客運賃・料金の払いもどし）

第269条 前条の規定によって普通旅客運賃・料金および増運賃・増料金を支払った旅客は、紛失した乗車券類を発見した場合は、その乗車券類と再収受証明書とを最寄り駅に差し出して、発見した乗車券類1枚につき手数料140円（連絡乗車券にあっては220円、特別急行券については100円）を支払い、再収受証明書に記入された旅客運賃・料金について払いもどしの請求をすることができる。ただし、普通旅客運賃・料金および増運賃・増料金を支払った日の翌日から起算して1か年を経過したときは、これを請求することができない。

（団体乗車券または貸切乗車券紛失の場合の取扱方）

第270条 旅客が、団体乗車券または貸切乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができるときは、第268条の規定にかかわらず、別に旅客運賃または料金を収受しないで、相当の団体乗車券または貸切乗車券の再交付をすることがある。ただし、再交付の請求をしたときにおいて、当該乗車券について既にその旅客運賃・料金の払いもどしをしている場合を除く。

第4款 任意による旅行の取りやめ

（旅行開始前の旅客運賃の払いもどし）

第271条 旅客は、旅行開始前に、普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が入鋏前で、かつ、有効期間内（前売りの乗車券については、有効期間の有効開始前を含む。）であるときに限って、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき140円（連絡乗車券にあっては220円）を支払うものとする。

- 2 前項の規定により払いもどしの請求をした乗車券が往復乗車を発売条件として発売した割引乗車券であって往片等その一部を使用している場合の払いもどし額は、同項の規定にかかわらず、既に収受した往復旅客運賃から既に使用した往片等の券片区間に対する無割引の普通旅客運賃を差し引いた残額とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第64条の規定によって関連発売をした普通乗車券については、同条の規定によって関連発売をした特別急行券を同時に提出したものにあつては、これらの料金の払いもどしをともに請求しなければならない。

(使用開始前の定期旅客運賃および普通回数旅客運賃の払いもどし)

第272条 前条第1項の規定は、有効期間の開始日前の定期乗車券および使用開始前の普通回数乗車券について準用する。ただし、この場合、旅客は手数料として、定期乗車券については1枚につき220円を、普通回数乗車券については1冊につき220円を支払うものとする。

- 2 定期乗車券について前項の払いもどしを請求する場合、定期乗車券の使用者は、別に定める申込書を提出するほか、公的証明書等を呈示し、記名人本人であることを証明しなければならない。ただし、別に定めるところにより、当該定期乗車券の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがある。

(特別急行料金の払いもどし)

第273条 旅客は、特別急行券が不要となった場合は、その指定を受けた特別急行列車はその乗車駅を出発する時刻までにこれを駅に差し出したときに限って、既に支払った特別急行料金の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、特別急行券1枚につき100円を支払うものとする。

- 2 第64条の規定によって関連発売をした特別急行券について、第1項の払いもどしを請求する旅客は、同条の規定によって関連発売をした乗車券および特別急行券を同時に呈示しなければならない。

(旅行開始前の団体旅客運賃・料金または貸切旅客運賃・料金の払いもどし)

第273条の2 旅客は、旅行開始前に団体乗車券または貸切乗車券が不要となった場合は、始発駅出発時刻前までにこれを駅に差し出した時に限って、既に支払った団体旅客運賃・料金または貸切旅客運賃・料金の払いもどしを請求す

ることができる。この場合、旅客は、次の各号に定める額を手数料として、支払うものとする。

- (1) 保証金を収受している場合 保証金に相当する額および前条第1項後段に規定する手数料に相当する額
- (2) 前号以外の場合
220円

- 2 団体旅客または貸切旅客の人員が、旅行開始前に減少した場合で、請求があるときは、減少した人員に対し、前項の規定を準用して旅客運賃・料金を払いもどしすることができる。

(旅行開始後の旅客運賃の払いもどし)

第274条 旅客は、普通乗車券を使用して旅行を開始した後、旅行を中止した場合は、その乗車券が、有効期間内であって、かつ、その乗車しない区間の営業キロが、50キロメートルをこえるとき（乗車変更の取扱いをしたため50キロメートルをこえる場合を除く。）に限って、これをその旅行を中止した駅に差し出し、既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃（当該乗車券が割引乗車券で、旅行を中止しても既に乗車した区間だけでその割引条件を満たすときは、割引普通旅客運賃）を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき140円を支払うものとする。

- 2 往復乗車券の未使用券片については、前項の規定にかかわらず、第271条の規定を準用する。
- 3 旅客は、第1項の規定により残額の払いもどしを請求する場合で、係員の請求があるときは、払いもどしの請求書を提出しなければならない。

(不乗区間等に対する旅客運賃・料金の払いもどしをしない場合)

第275条 旅客は、次の各号に掲げる不乗区間等については、旅客運賃・料金の払いもどしを請求することができない。

- (1) 第155条の規定により継続乗車中に前条または第278条の規定により旅行を中止した場合の不乗区間
- (2) 第148条の規定により乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から任意に旅行を開始した場合または、同区間内の途中駅で下車した後に前途の駅から任意に乗車した場合の不乗区間

第276条 削 除

(定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第277条 旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った定期旅客運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は手数料として、乗車券1枚につき220円を支払うものとする。

- 2 定期乗車券について前項の払いもどしを請求する場合は、第272条第2項の規定を準用する。
- 3 第1項の計算については、払いもどし請求の当日は経過日数に算入し、また、1か月未満の経過日数は1か月として計算する。
- 4 第1項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号によって計算する。

- (1) 使用経過月数が1か月または3か月のときは、各その月数に相当する定期旅客運賃
- (2) 使用経過月数が2か月のときは、1か月に相当する定期旅客運賃の2倍の額
- (3) 使用経過月数が4か月のときは、3か月と1か月に相当する定期旅客運賃の合算額
- (4) 使用経過月数が5か月のときは、3か月と1か月の2倍に相当する定期旅客運賃の合算額

(普通回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第277条の2 旅客は、普通回数乗車券の使用を開始した後、その普通回数乗車券の一部券片が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った回数旅客運賃から、券面区間に対する所定の片道普通旅客運賃に使用券片数（総券片数から旅客が提出した券片数を差し引いた券片数とする。以下同じ。）を乗じて算出した旅客運賃額を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、1冊につき220円を支払うものとする。ただし、異なる冊のものをまとめることはできない。

(旅行中止による有効期間の延長および旅客運賃の払いもどし)

第278条 旅客は、旅行開始後、次の各号の1に該当する場合であつて、かつ、その所持する乗車券が有効期間内であるときは、1回に限って、乗車券を預けた日から有効期間を延長する事由がなくなった日の前日までの日数（30日を限度とする。）について、乗車券の有効期間の延長を請求し、または既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしをその旅行を中止した駅に請求することができる。この場合、払いもどしを受ける旅客は、手数料として乗車券1枚につき140円（連絡乗車券にあつては220円）を支払うものとする。

（1） 傷い疾病によって旅行を中止したとき。

（2） 国会からの喚問その他これに類する行政権または司法権の発動によって、旅行を中止したとき。

- 2 前項の規定による有効期間の延長の請求は、旅行開始前の乗車券についても、これを準用する。
- 3 定期乗車券・普通回数乗車券・団体乗車券または貸切乗車券を使用する旅客は前2項の請求をすることができない。
- 4 旅客は、第1項および第2項の規定により乗車券の有効期間の延長の取扱いを請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出て、その乗車券を駅に預けるものとし、かつ、旅行を再び開始する際、乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受け取るものとする。この場合、旅客が第1項の規定により、延長のできる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。

（傷い疾病等の場合の証明）

第279条 旅客は、前条の規定により有効期間の延長または旅客運賃の払いもどしを請求する場合は、その原因が外傷等で一見してその事実が認定できる場合を除き、医師の診断書等これを証明するに足りるものを呈示するものとする。

（有効期間の延長および旅客運賃の払いもどしの特例）

第280条 発行当日限り有効の乗車券を所持する旅客は、当日最終の列車に乗りおくれた場合は、直ちに当該乗車券を係員に呈示して有効期間の延長または旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合は、その翌日まで有効期間を延長または手数料140円（連絡乗車券にあつては220円）を収受して旅客運賃の払いもどしの取扱いをする。

第281条 削 除

第5款 運行不能および遅延

(列車の運行不能・遅延等の場合の取扱い)

第282条 旅客は、旅行開始後または使用開始後に、次の各号の1に該当する事由が発生した場合には、事故発生前に購入した乗車券類について、当該各号の1に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。ただし、定期乗車券および普通回数乗車券を使用する旅客は、第284条に規定する無賃送還(定期乗車券による無賃送還を除く。)、第285条に規定する他経路乗車または第288条に規定する有効期間の延長もしくは旅客運賃の払いもどしの取扱いに限って請求することができる。

(1) 列車が運行不能となったとき

- イ 第282条の2に規定する旅行の中止ならびに旅客運賃および料金の払いもどし
- ロ 第283条に規定する有効期間の延長
- ハ 第284条に規定する無賃送還ならびに旅客運賃および料金の払いもどし
- ニ 第285条に規定する他経路乗車ならびに旅客運賃および料金の払いもどし
- ホ 第287条に規定する不通区間の別途旅行ならびに旅客運賃の払いもどし
- ヘ 第288条に規定する定期乗車券もしくは普通回数乗車券の有効期間の延長または旅客運賃の払いもどし

(2) 列車が運行時刻より遅延し、そのため接続駅で接続予定の列車の出発時刻から1時間以上にわたって目的地に出発する列車に接続を欠いたとき(接続を欠くことが確実なときを含む。)または着駅到着時刻に1時間以上遅延したとき(遅延することが確実なときを含む。)

- イ 第282条の2に規定する旅行の中止ならびに旅客運賃および料金の払いもどし
- ロ 第283条に規定する有効期間の延長
- ハ 第284条に規定する無賃送還ならびに旅客運賃および料金の払いもどし

(3) 車両の故障その他旅客の責任とならない事由によって、当該列車に乗車することができないとき

- (4) 第282条の2に規定する旅行の中止ならびに旅客運賃および料金の払いもどし
- (5) 第283条に規定する有効期間の延長

- 2 旅客は、旅行開始前または使用開始前に、前項各号に定める事由が発生したため、事故発生前に購入した乗車券類(定期乗車券および普通回数乗車券を除く。)が不要となった場合は、これを駅に差し出して、既に支払った旅客運賃および料金の払いもどしを

請求することができる。ただし、乗車券、特別急行券にあっては、その乗車券類が有効期間内（前売りのものについては、有効期間の開始日前を含む。）のものであるときに限る。

（旅行中止による旅客運賃および料金の払いもどし）

第282条の2 前条第1項の規定により、旅客が旅行を中止し、乗車券類を駅に差し出して旅客運賃および料金の払いもどしの請求をした場合は、次の各号に定める額の払いもどしをする。

（1）乗車券

旅行中止駅・着駅間に対する旅客運賃。この場合、原乗車券が次のいずれかに該当するときは、それぞれに定めるところによる。

イ 割引乗車券であるときは、割引条件のいかんにかかわらず、旅行中止駅・着駅間に対する当該割引の旅客運賃とする。

ロ 2駅以上を共通の着駅とした乗車券であるときは、旅行中止駅・当該最遠駅間に対する旅客運賃とする。

（2）特別急行券

当該特別急行料金の全額。ただし、指定された特別急行列車にその全部または乗車後その一部を乗車することができなくなったときもしくは着駅到着時刻に1時間以上遅延したときに限る。

（有効期間の延長）

第283条 第282条第1項の規定により旅客が有効期間の延長の取扱いを請求した場合は、乗車券について、次の各号に定めるところにより取扱う。

（1）旅客は、有効期間の延長を請求しようとする場合は、あらかじめ、関係の駅に申し出て、当該乗車券を駅に預けるものとする。この場合、延長する有効期間は、次の期間とし、この期間を原有効期間に加算したものを当該乗車券の有効期間とする。

イ 第282条第1項第1号に規定する事由による場合は、当該乗車券を預けた日から開通後5日以内において旅行を再び開始する日の前日までの日数

ロ 第282条第1項第2号および同項第3号に規定する事由による場合は、1日

（2）旅客は、旅行を再び開始する際、乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、

これを受け取るものとする。

- (3) 旅客が、第1号の規定により延長できる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。

(無賃送還の取扱方)

第284条 第282条第1項の規定により旅客が無賃送還の取扱いの請求をした場合は、次の各号に定めるところにより取扱う。

- (1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券の券片に表示された発駅までの区間を最近の列車(特別急行列車を除く。)に乗車する場合に限り取扱う。ただし、特別急行券を使用して乗車した旅客については、当該特別急行券の発駅まで特別急行列車に乗車させることがある。
- (2) 無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。
- (3) 旅客が、前各号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。

- 2 前項の規定により無賃送還を行なった場合は、次の各号の定めるところにより旅客運賃および料金の払いもどしをする。ただし、普通回数乗車券を使用する旅客については、払いもどしの取扱いをしない。

(1) 乗車券

イ 発駅まで無賃送還のとき

既に収受した旅客運賃の全額

ロ 発駅に至る途中駅まで無賃送還をしたとき、または旅客が無賃送還中の途中駅に下車したとき

(イ) 原乗車券が無割引のものであるときは、途中駅・着駅間に対する無割引の普通旅客運賃

(ロ) 原乗車券が割引のものであるときは、割引条件のいかんにかかわらず、途中駅・着駅間に対する当該割引の普通旅客運賃

(ハ) (イ)、(ロ)の場合、2駅以上を共通の着駅とした乗車券であるときは、その最遠駅を着駅として計算した額

ハ イおよびロの場合に、旅客が当該券片を使用して途中下車をしていたとき(ロの場合は、途中駅・着駅間内の駅に途中下車をしていたときに限る。)は、その途中下車駅(途中下車駅が2駅以上のときは、最終途中下車駅)を途中駅とみなしてロの規定によって計算した額

(2) 特別急行券

第282条の2第2号の規定を準用する。

- 3 第1項に規定する無賃送還を行った場合、普通回数乗車券を使用する旅客は、当該券片をその後1回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。

(他経路乗車の取扱い)

第285条 第282条第1項の規定による他経路乗車の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 旅客は、その乗車券に表示された着駅と同一目的地に至る他の最短経路による乗車を行うことができる。ただし、定期乗車券または普通回数乗車券を使用する旅客は、他の経路による乗車中に途中下車することができない。
- (2) 前号にかかわらず、特別急行列車に乗車した旅客は、他の経路を運行する特別急行列車に乗車することはできない。
- 2 前項の取扱いをする場合は、既に収受した旅客運賃および料金と実際乗車した区間の普通旅客運賃および料金とを比較して、過剰額は払いもどしをするものとし、不足額は収受しない。この場合、原乗車券が割引乗車券であるときは、割引条件のいかんにかかわらず、実際乗車した区間に対する普通旅客運賃をその乗車券に適用した割引率による割引の旅客運賃によって計算する。
- 3 定期乗車券または普通回数乗車券を使用する旅客について、第1項の取扱いをする場合は、前項の規定にかかわらず、過剰額の払いもどしおよび不足額の収受をしない。
- 4 第1項第1号ただし書の規定により定期乗車券または普通回数乗車券を使用する旅客が、他経路を乗車中に途中下車した場合は、他経路への分岐駅から下車駅までの区間に対する普通旅客運賃を収受する。

(旅客運賃・料金の払いもどし駅)

第286条 第282条の2または第284条の規定により、旅客運賃・料金の払いもどしを受けようとする旅客は、次の各号に定める駅で旅客運賃・料金の払いもどしの請求をしなければならない。

- (1) 無賃送還の取扱いを受けない旅客は、旅行中止駅
- (2) 無賃送還の取扱いを受ける旅客は、送還を終えた駅

(不通区間の別途旅行の取扱方)

第287条 第282条の規定により列車の運行不能のため不通となった区間を、旅客が当社線によらないで別途に旅行し、乗車券の有効期間内に、前途の駅から乗り継ぎをするときは、あらかじめ係員に申し出て不乗証明書の交付を受け、不通区間の旅行を終えた後、乗車券にその証明書を添えて前途の駅に差し出し、その証明書に記載された不乗車区間に対する旅客運賃の払いもどしを請求するものとする。

(定期乗車券もしくは普通回数乗車券の有効期間の延長または旅客運賃の払いもどし)

第288条 旅客は、第282条第1項の規定により定期乗車券もしくは普通回数乗車券の有効期間の延長または旅客運賃の払いもどしをする場合は、列車が運行休止のため、引続き5日以上その乗車券を使用できなくなったときに限り、その乗車券を駅に差し出して、相当日数の延長または次の各号に定める金額の払いもどしを請求することができる。

(1) 定期乗車券

使用しない区間(2区間以上ある場合は、その区間の営業キロ程を通算する。)の原定期乗車券と同一の種類および有効期間による定期旅客運賃を次の日数(第37条第2項の規定によりは数となる日数を付加して発売したものにあつては、当該日数を加えた日数)で除し、その1円未満のは数を1円単位に切り上げた日割額に、休止日数を乗じて、は数計算した額

- | | | |
|---|-------------------|------|
| イ | 有効期間が1か月のものにあつては、 | 30日 |
| ロ | 有効期間が3か月のものにあつては、 | 90日 |
| ハ | 有効期間が6か月のものにあつては、 | 180日 |

(2) 普通回数乗車券

普通回数旅客運賃に残余の券片数を乗じ、これを総券片数で除し、は数計算した額

第289条 削 除

(運行不能・遅延等の場合のその他の請求)

第290条 旅客は、第282条または第307条第4項に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第282条から前条または第307条第4項に定める取扱いに限って請求することができる。

- 2 旅客は、列車等の運行不能もしくは遅延が発生した場合、車両の故障等または第307条第2項の規定による手回り品の内容の点検もしくは同条第3項の規定による協力の求めに応じたことにより列車等に乗車することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。

第6款 誤乗および誤購入

（誤乗区間の無賃送還）

第291条 旅客（定期乗車券または普通回数乗車券を使用する旅客を除く。）が乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、その乗車券の有効期間内であるときに限って、最近の列車（特別急行列車を除く。）によって、その誤乗区間について、無賃送還の取扱いをする。

- 2 前項の取扱いをする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃・料金を収受しない。

（誤乗区間無賃送還の取扱方）

第292条 前条の規定による無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。

- 2 旅客が無賃送還途中で駅に下車したときは、誤って乗車した区間および既に送還した区間に対して、それぞれ普通旅客運賃を収受する。

（乗車券の誤購入の場合の取扱方）

第293条 旅客が誤ってその希望する乗車券と異なる乗車券を購入した場合で、その誤購入の事由が駅名の同一・類似その他やむを得ないと認められ、かつ、係員がその事由を認めたときは、正当な乗車券に変更の取扱いをする。

- 2 前項の場合は、既に収受した旅客運賃と正当な旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。

第8章 入場券

第1節 入場券

(入場券の発売)

第294条 乗車以外の目的で乗降場に入場しようとする者は、入場券を購入し、これを所持しなければならない。ただし、6才以上の入場券所持者が随伴する6才未満の者2人までについては、この限りでない。

(入場券の料金)

第295条 入場券は、1枚について次のとおりとする。

大人150円

小児80円

2 前項の規定にかかわらず、千原線の各駅については、次のとおりとする。

大人200円

小児100円

3 前項の規定にかかわらず、松戸線の各駅については、次のとおりとする。

大人170円

小児170円

(入場券の効力)

第296条 入場券は、発売駅で発売当日中に1人1回に限って、使用することができる。

2 入場券所持者は、列車に立ち入ることができない。

(入場券が無効となる場合)

第297条 入場券は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

(1) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用したとき。

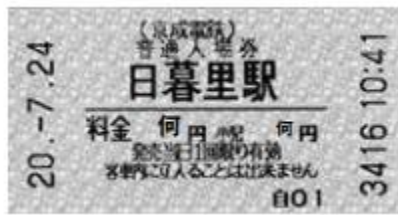
(2) 発売駅以外の駅で使用したとき。

(3) その他入場券を不正行為の手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造の入場券を使用して入場した場合に準用する。

(入場券の様式)

第298条 入場券の様式は、次のとおりとする。なお、表面左端に発行日付印を印字するものとする。



(入場券の改札および引渡し)

第299条 入場券は、入場の際に、係員に呈示して、改札を受け、かつ、入鋏（入鋏省略の表示あるものを除く。）を受けるものとする。

2 入場券は、その使用を終えたときは、直ちに係員に引き渡すものとする。その効力を失った場合もまた同じ。

(無札入場者)

第300条 乗車以外の目的によって、入場券を所持しないで入場した場合または第297条第1項の規定により入場券を無効として回収した場合は、当該入場者から第295条の規定による入場料金を収受する。

2 前項の規定は、第297条第2項の規定により偽造の入場券を回収した場合に準用する。

(入場料金の払いもどし)

第301条 第6条の規定により入場券の使用を制限し、または停止した場合は、入場券を所持する者にあつては、入場料金額の払いもどしを請求することができる。

2 前項による場合のほか、入場料金の払いもどしはしない。

第2節 削 除

第9章 削 除

第10章 手回り品

(手回り品及び持込禁制品)

第307条 旅客は、第308条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品と

して車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の1に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

- (1) 別表第3号に掲げるもの（以下「危険品」という。）および他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの
- (2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼす恐れがないよう梱包されたものを除く。）
- (2) 暖炉およびこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるものおよび懐炉を除く、ただし、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように措置することとする。）
- (4) 死体
- (5) 動物（少量の小鳥・小虫類・初生ひなおよび魚介類で容器に入れたもの、第308条第3項に規定する身体障害者補助犬もしくは盲導犬または同条第4項に規定する小動物を除く。）
- (6) 不潔または臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの
- (7) 車両を破損するおそれがあるもの

- 2 前項ただし書第1号または第2号の規定による物品の車内への持込みの防止その他車内及び乗降場内の保安上の理由により、旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。
- 3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。
- 4 第2項または前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車等に乗車できないとき（第1項ただし書きに定める物品を所持していなかった場合に限る。）は第282条第1項第1号イ、ロおよびハのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。
- 5 第2項および第3項の規定による手回り品の内容の点検の求めおよび協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。
- 6 前項の場合、旅客に対し、車内または乗降場からの退去を求めることがある。

（危険品の適用除外の物品）

第307条の2 前条第1項第1号の規定にかかわらず、別表第4号に定める危険品のうち、社会通念上、日常的用途に相当すると認められる物品および量であり、か

つ不注意等により内容物が漏れ出ることがないように適切な保管状態が行われたものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、可燃性液体そのものは除く。

(無料手回り品)

第308条 旅客は、携帯できる物品であって、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3辺の最大の和が、250センチメートル以内のもので、その重量が30キログラム以内のものを無料で車内に2個まで持ち込むことができる。ただし、長さ2メートルをこえる物品は車内に持ち込むことができない。

2 旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車およびサーフボードについては、次の各号の1に該当する場合に限り、無料で車内に持ち込むことができる。

- (1) 自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したものまたは折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの
- (2) サーフボードにあつては、専用の袋に収納したもの

3 旅客は、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、次の各号の1に該当する犬を無料で車内に随伴させることができる。

- (1) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第16条第1項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第12条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。
- (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第14条第1項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。

(注) 旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘・つえ・ハンドバック・ショルダーバック等は、第1項に規定する個数制限にかかわらず、これを車内に持ち込むことができる。

4 旅客は、子犬・猫・はとまたはこれらに類する小動物（猛獣およびへびの類を除く。）であつて、次の各号に該当するものは、無料で車内に持ち込むことができる。

- (1) 他の旅客に危害を及ぼし、または迷惑をかけるおそれがないと認められるものであって、3辺の最大の和が、120センチメートル以内の専用の容器に収納したもの
- (2) 専用の容器に収納した重量が10キログラム以内のもの

第309条 削 除

(定期手回り品切符の発売および定期手回り品料金)

第309条の2 当社の認めた行商人組合等に所属する組合員等が通勤定期乗車券を使用して常時区間を同じくして旅行し、かつ、第308条第1項に規定する制限をこえる物品を車内に持込む場合で別に定める購入申込書を提出したときは、持込物品の範囲、持込区間、持込列車等、その他持込みに関する必要事項を定めて定期手回り品切符を発売する。

2 定期手回り品切符は持込区間の乗車に必要な通勤定期乗車券を同時に購入する場合または呈示した場合に発売する。

3 定期手回り品料金は1か月2,200円とする。

第310条 削 除

第311条 削 除

(定期手回り品切符)

第311条の2 第309条の2の規定により定期手回り品料金を支払う旅客に対しては定期手回り品切符を交付する。

- 2 定期手回り品切符の様式は次のとおりとする。
定期券発行機用



- 備考 (1) 裏面に所定の注意事項を印刷する。
(2) 裏面に磁気塗膜を附加する。

第311条の3 定期手回り品切符は、通勤定期乗車券を使用し、当該切符購入の際定められた持込みに関する条件に従って当該手回り品を車内に持込む場合に限って有効とする。

- 2 定期手回り品切符の有効期間は、1か月とする。
3 定期手回り品切符を所持する旅客は、手回り品を持ち込む際および下車する際に、当該切符を係員に呈示して改札を受けるほか、係員から請求があるときは、いつでもこれを呈示しなければならない。
4 第149条・第164条および第168条の規定は、定期手回り品切符の場合に準用する。

(持込禁制品または制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)

第312条 旅客が、第307条第1項ただし書の規定による車内に持ち込むことのできない物品または第308条の規定による持込制限をこえる物品を当社の承諾を受けずに車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させ、かつ、乗車券は第165条の規定により、その後の乗車について無効として回収する。

第313条 削 除

第314条 削 除

(手回り品の保管)

第315条 手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。

第316条 削 除

[illegible]

[illegible]

☆ 普通旅客運賃表(高砂・津田沼経由)

（2025年4月1日改定予定・きっぷの運賃）

赤字 … 乗継割引設定区間 **赤** … 特定運賃区間

緑 … 北総及び成田空港線相互間
紫 … 松戸線相互間
黄緑 … 北総及び成田空港線～（新鎌ヶ谷）～松戸線
黄 … 本線～（高砂・津田沼）～松戸線
茶 … 本線～（高砂）～北総及び成田空港線
青 … 本線～（高砂・成田空港線経由）～B空港
水 … 松戸線～本線～（高砂・成田空港線経由）～B空港
紺 … 北総及び成田湯川～B空港
灰 … 本線～東成田（加算運賃を適用）

■小児運賃の算出法は、大人旅客運賃を折半し、10円未満のは数は切り上げて10円単位とする。

但し、京成高砂を境界として京成線各駅と北総線（新柴又～印旛日本医大間）各駅を跨って乗車する場合（**赤字で表記**）は、京成線と北総線のそれぞれの小児運賃を併算した額とする。

例）日暮里～小室間　大人：900円（京成：280円＋北総：620円）　一小児：450円（京成：140円＋北総：310円）

普通旅客運賃表(高砂・津田沼經由)

(2025年4月1日改定予定・きっぷの運賃)

太字 … 乗継割引設定区間 **■** … 特定運賃区間

- … 北総及び成田空港線相互間
- … 松戸線相互間
- … 北総及び成田空港線～（新鎌ヶ谷）～松戸線
- … 本線～（高砂・津田沼）～松戸線
- … 本線～（高砂）～北総及び成田空港線
- … 本線～（高砂・成田空港線経由）～B空港
- … 松戸線～本線～（高砂・成田空港線経由）～B空港
- … 北総及び成田湯川～B空港
- … 本線～東成田（加算運賃を適用）

■小児運賃の算出法は、大人旅客運賃を折半し、10円未満の数は切り上げて10円単位とする。
但し、京成高砂を境界として京成線各駅と北総線（新柴又～印旛日本医大間）各駅を跨って乗車する場合（赤字で表記）は、京成線と北総線のそれぞれ小児運賃を併算した額とする。
例）日暮里～小室間 大人：900円（京成：280円＋北総：620円） 一小児：450円（京成：140円＋北総：310円）

別 表 第2号の5

京成上野		250	450	450	600	600	950	950
	日暮里	250	450	450	600	600	950	950
		青砥	250	450	450	600	600	600
			京成船橋	250	450	450	500	500
				八千代台	250	450	450	450
					京成佐倉	250	250	250
						京成成田	250	250
							空港第2ビル	
								成田空港

別 表 第2号の6

営 業 キロ程	普通旅 客運賃	定 期 旅 客 運 賃					
		通 勤 定 期			通 学 定 期		
		1 箇月	3 箇月	6 箇月	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	170	6,240	17,790	33,700	3,290	9,380	17,770
2	170	6,240	17,790	33,700	3,290	9,380	17,770
3	170	6,240	17,790	33,700	3,290	9,380	17,770
4	170	6,240	17,790	33,700	3,290	9,380	17,770
5	170	6,240	17,790	33,700	3,290	9,380	17,770
6	190	7,070	20,150	38,180	3,760	10,720	20,310
7	190	7,070	20,150	38,180	3,760	10,720	20,310
8	190	7,070	20,150	38,180	3,760	10,720	20,310
9	190	7,070	20,150	38,180	3,760	10,720	20,310
10	210	7,810	22,260	42,180	4,160	11,860	22,470
11	210	7,810	22,260	42,180	4,160	11,860	22,470
12	210	7,810	22,260	42,180	4,160	11,860	22,470
13	210	7,810	22,260	42,180	4,160	11,860	22,470
14	230	8,560	24,400	46,230	4,560	13,000	24,630
15	230	8,560	24,400	46,230	4,560	13,000	24,630
16	230	8,560	24,400	46,230	4,560	13,000	24,630
17	230	8,560	24,400	46,230	4,560	13,000	24,630
18	260	9,670	27,560	52,220	5,150	14,680	27,810
19	260	9,670	27,560	52,220	5,150	14,680	27,810
20	260	9,670	27,560	52,220	5,150	14,680	27,810
21	260	9,670	27,560	52,220	5,150	14,680	27,810
22	260	9,670	27,560	52,220	5,150	14,680	27,810
23	280	10,420	29,700	56,270	5,550	15,820	29,970
24	280	10,420	29,700	56,270	5,550	15,820	29,970
25	280	10,420	29,700	56,270	5,550	15,820	29,970
26	280	10,420	29,700	56,270	5,550	15,820	29,970
27	280	10,420	29,700	56,270	5,550	15,820	29,970

別表第3号

危険品

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性の物	火薬類	火薬	黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬	銃用火薬	容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの
				無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬		
				過塩素酸塩を主とする火薬		
			爆薬	雷こう、その他の起爆薬	—	
				硝安爆薬	—	
				塩素酸カリ爆薬	—	
				カーリット	—	
				その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬	—	
				硝酸エステル	—	
				ダイナマイト類	—	
				ニトロ化合物とこれを主とする爆薬	—	
			火工品	雷管	銃用雷管	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				実包	銃用実包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内（競技用の口径0.22インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包にあっては800個以内）のもの
				空包	銃用空包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内のもの
				信管	—	
				火管	—	
				導爆線	—	
				雷管又は火管付薬きょう	銃用雷管付薬きょう	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				火薬又は爆薬を装てんした弾丸類	—	
				星火を発する榴弾	—	
				救命索発射器用ロケット	—	
				煙火	—	
				がん具煙火	がん具煙火（おもちゃ花火、発炎筒＊）、競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品	容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの
				競技用紙雷管（大形紙雷管を含む。）		
				導火線	導火線又は電気導火線	容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの
				電気導火線		
				その他の火工品	—	
				その他	その他、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）で定める火薬類	—

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性 の物	その他 爆発性 の物	—	ニトログリセリン	狭心症用舌下錠*	容器・荷造との重 量が2キログラム以 内のもの
			—	ニトロセルローズ	ラッカー Sprey *	
			—	過酸化ベンゾイル	ニキビ治療薬*	容器・荷造との重 量が3キログラム以 内のもの
			—	ジニトロベンゼン	—	—
			—	ジニトロナフタリン	—	—
			—	ジニトロトルエン	—	—
			—	ジニトロフェノール	—	—
			—	ニトログリコール	—	—
			—	トリニトロベンゼン	—	—
			—	トリニトロトルエン	—	—
			—	ピクリン酸	—	—
			—	過酢酸	—	—
			—	メチルエチルケトン過酸化物	—	—
			—	アジ化ナトリウム	—	—
			—	その他、労働安全衛生法施行令（昭和47 年政令第318号）における危険物「1. 爆 発性の物」に該当する品目	—	—
2	発火性 の物	マッチ	—	安全マッチ	安全マッチ	容器・荷造との重 量が3キログラム以 内のもの
			—	硫化リンマッチ	—	—
			—	黄リンマッチ	—	—
		その他 発火性 の物	—	セルロイド類	ペン、眼鏡*	実重量が300グラム 以内のもの
			—	金属カリウム	—	—
			—	金属リチウム	—	—
			—	金属ナトリウム（金属ソーダ）	—	—
			—	カリウムアマルガム	—	—
			—	ナトリウムアマルガム	—	—
			—	マグネシウム（粉状箔状又はひも状のも のに限る。）	—	—
			—	アルミニウム粉	—	—
			—	マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外 の金属粉	—	—
			—	黄リン	—	—
			—	硫化リン	—	—
			—	赤りん	—	—
			—	リン化石灰	—	—
			—	リン化カルシウム	—	—
			—	ハイドロサルファイト（亜二チオン酸ナ トリウム）	—	—
			—	カーバイド（炭化カルシウム）	—	—
			—	その他の発火性の物及び製品	油紙（刃物用包装紙 等）*	容器・荷造との重 量が5キログラム以 内のもの
3	引火性 の物	可燃性 液体	—	メタノール（メチルアルコール又は木 精）	消毒用アルコール*	2リットル以内又は 容器・荷造との重 量が2キログラム以 内のもの
			—	アセトン	ネイルリムーバー*	
			—	コロジオン	水絆創膏、角質軟化 剤*	
			—	ブタノール（ブチルアルコール）	希釈用アルコール*	
			—	松根油	絵具用溶剤*	
			—	テレピン油（松精油）	絵具用溶剤*	
			—	エタノール	消毒用エタノール、 除菌スプレー*	

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
3	引火性の物	可燃性液体	—	酢酸	食用酢酸、掃除用酢酸、農業用酢酸*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
			—	鉱油原油	皮膚の保護剤、保湿剤、化粧品（ローション、クリーム等）*	
			—	揮発油	—	
			—	ソルベントナフタ	—	
			—	コールタール軽油	—	
			—	ベンゼン（ベンゾール）	—	
			—	トルエン（トルオール）	—	
			—	キシレン（キシロール又はザイロール）	—	
			—	アルコール（変性アルコールを含む。）	—	
			—	二硫化炭素	—	
			—	酢酸ビニルモノマ	—	
			—	エーテル	—	
			—	クロロシラン	—	
			—	アセトアルデヒド	—	
			—	パラアルデヒド	—	
			—	ジエチルアルミニウム	—	
			—	モノメチルアミン	—	
			—	トリメチルアミンの水溶液	—	
			—	ジメチルアミン	—	
			—	ピリジン	—	
			—	酢酸アルミ	—	
			—	酢酸エチル	—	
			—	酢酸メチル	—	
			—	義酸エチル	—	
			—	プロピルアルコール	—	
			—	ビニルメチルエーテル	—	
			—	臭化エチル（エチルプロマイド）	—	
			—	酢酸ブチル	—	
			—	フーゼル油	—	
			—	灯油（石油）	—	
			—	軽油（ガス油）	—	
			—	重油（バンカー油、ディーゼル重油）	—	
			—	ガソリン	—	
			—	ニトロベンゼン（ニトロベンゾール）	—	
			—	ニトロトルエン（ニトロトルオール）	—	
			—	エチルエーテル	—	
			—	酸化プロピレン	—	
			—	ノルマルヘキサン	—	
			—	エチレンオキシド	—	
			—	酢酸ノルマルペンチル	—	
			—	イソペンチルアルコール	—	
			—	メチルエチルケトン	—	
		その他	—	その他の引火性の物及びその製品	ペンキ*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
4	可燃性 のガス	高圧 ガス	圧縮 ガス	酸素ガス	酸素ボンベ、 酸素缶＊	医療用又は携帯用酸 素容器に封入した酸 素ガスで２本以内の もの
				炭酸ガス（二酸化炭素）	消火器	消火器内に封入した 炭酸ガスで２本以内 のもの
						炭酸ガスカートリッ ジ＊
				天然ガス	プロパンガス＊	
				水素ガス	水素ガス吸入器＊	
				窒素ガス	窒素ガスボンベ＊	
				オゾン	オゾン発生器＊	
				ヘリウム	ヘリウムガス＊	
				ネオンガス	ネオン管＊	
				アセチレンガス	—	
				硫化水素ガス	—	
				一酸化炭素ガス	—	
				石炭ガス	—	
				水性ガス	—	
				空気ガス	—	
				アンモニアガス	—	
				塩素ガス	—	
				亜酸化窒素ガス（笑気ガス）	—	
				ホスゲンガス	—	
				アルゴン	—	
				エタン	—	
				エチレン	—	
				メタン	—	
				その他の圧縮ガス及びその製品	—	
			液化 ガス	液体炭酸	消火器	消火器内に封入した 炭酸ガスで２本以内 のもの
				液化プロパン	プロパンガス＊	２リットル以内又は 容器・荷造ともの重 量が２キログラム以 内のもの
				フロンー12	エアゾール噴射剤、 エアコンガス＊	
				フロンー22	エアゾール噴射剤、 エアコンガス＊	
				ブタン	ライター、カセット ガスボンベ＊	
				液体空気	—	—
				液体窒素	—	—
				液体酸素	—	—
				液体アンモニア	—	—
				液体塩素	—	—
液体亜硫酸	—	—				
液化シアン化水素（液体青酸）	—	—				
塩化エチル	—	—				
塩化メチル（メチルクロライド）	—	—				
液化酸化エチレン	—	—				
塩化ビニルモノマ	—	—				

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
4	可燃性のガス	高圧ガス	液化ガス	液体メタン	—	
				その他の液化ガス及びその製品	—	
5	酸化性の物	塩素酸塩類	—	塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）	—	
			—	塩素酸カリウム	—	
			—	塩素酸バリウム（塩酸バリウム）	—	
			—	塩素酸カルシウム	—	
			—	塩素酸ストロンチウム	—	
			—	塩素酸アンモニウム	—	
			—	その他の塩素酸塩類	—	
		過塩素酸塩類	—	過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモン）	—	
			—	過塩素酸カリウム	—	
			—	過塩素酸ナトリウム	—	
			—	その他の過塩素酸塩類	—	
		過酸化物	—	過酸化ナトリウム（過酸化ソーダ）	—	
			—	過酸化カルシウム	—	
			—	過酸化マグネシウム	—	
			—	過酸化バリウム	—	
			—	過酸化亜鉛	—	
			—	過酸化カリウム	—	
			—	その他の無機過酸化物	—	
		硝酸塩類	—	硝石（硝酸カリウム）	肥料＊	容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
			—	硝酸アンモニウム（硝酸アンモン又は硝安）	—	
			—	硝酸ナトリウム	—	
			—	その他の硝酸塩類	—	
		亜塩素酸塩類	—	亜塩素酸ナトリウム	漂白剤＊	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの
			—	その他の亜塩素酸塩類	—	
		次亜塩素酸塩類	—	晒粉（次亜塩素酸カルシウム）	—	
			—	その他の次亜塩素酸塩類	—	
		その他酸化性の物	—	過硫酸アンモニウム	—	
			—	過硫酸カリウム	—	
			—	過硫酸ナトリウム	—	
			—	三酸化クローム（無水クロム酸）	—	
		—	その他の酸化性の物及び製品	—		
6	放射性の物	放射性物質等	—	放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及びこれらに汚染されたもの	—	
7	その他危険物	毒物・劇物	—	硫酸	バッテリー液＊	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの
			—	塩酸	トイレ用強力洗浄剤＊	
			—	硝酸	—	
			—	塩化スルホン酸（塩化スルフルルを含む。）	—	
			—	沸化水素酸	—	
			—	硫酸ジメチル（ジメチル硫酸）	—	

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
7	その他 危険物	毒物・ 劇物	—	フェロシリコン	—	
			—	塩化硫黄	—	
			—	クロルピクリン	—	
			—	四エチル鉛	—	
			—	クロロホルム	—	
			—	臭素（ブロム）	—	
			—	ホルマリン	—	
			—	その他、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）で指定されている毒物及び劇物	—	
			—	その他、毒物及び劇物取締法で指定されている毒物及び劇物を使用した製品（薬液を入れた鉛蓄電池など）	バッテリー＊	薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、且つ、端子が外部に露出しないように荷造したもの
		農薬	—	硫黄剤	農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受ける農薬	拡散用高压容器に封入した農薬で2本以内のもの
			—	除虫菊剤		
			—	燐剤		
			—	DN剤		
			—	燻蒸剤		
			—	殺鼠剤		
			—	除草剤		
			—	展着剤		
			—	銅剤		
			—	水銀剤		
			—	ホルマリン剤		
			—	ジネブ剤		
			—	石灰剤		
			—	砒素剤		
			—	ニコチン剤		
			—	デリス剤		
			—	BHC剤		
			—	DDT剤		
			—	鉍油剤		
			—	その他、農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けるもの		
		その他 危険物	—	生石灰（酸化カルシウム）	乾燥剤＊	破損する恐れのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のもの
			—	塩化アセトフェノン（クロルアセトフェノン）	催涙スプレー＊	容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの
			—	低温焼成ドロマイト	—	
			—	塩化リン	—	
			—	臭化ベンジル	—	
			—	四塩化チタン	—	

（注1）「適用除外の物品」欄中「物品」欄に＊印が記載されているものは、日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な製品を適用除外とするものであり、その例を示しているものである。

（注2）農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けない農薬は、危険品に該当しない。